

函館市環境白書

2024(令和6)年度版



函 館 市

2024（令和6）年度版函館市環境白書の発行にあたって



近年の環境を取り巻く世界の動向を見ると、2015（平成27）年に地球温暖化対策の新たな枠組みとしての「パリ協定」、2021（令和3）年に気候変動対策の更なる強化などを求める「グラスゴー気候合意」が採択されたほか、海洋プラスチックごみ問題、食品ロス、生物多様性の損失など、地球規模での環境問題に対する国際的な取組が活発化してきています。

国ではこうした国際的な動向を踏まえ、2020（令和2）年10月に2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとするカーボンニュートラルをめざすことを宣言し、関連法を整備するとともに各種計画等を策定しながら、各分野の施策を推進しています。

環境にかかわる問題のほとんどが人々の生活や社会経済活動によるものとされていることから、私たちの暮らしが美しく豊かな環境のもとに成り立っていることを強く認識するとともに、豊かな環境を守り、将来の世代に引き継いでいくことは、私たちの重要な責務です。そのために必要となる持続可能な社会の実現をめざして、地球温暖化対策や自然保護、廃棄物の発生抑制など、一人ひとりが環境に関する認識を深め、環境に配慮した行動を実践していくことが極めて重要です。

本市は、1999（平成11）年度に「函館市環境基本条例」と「函館市環境基本計画」を定め、2009（平成21）年度に「函館市環境基本計画[第2次計画]」、2019（令和元）年度には近年の環境の動向などを踏まえた「函館市環境基本計画[第3次計画]」を策定し、総合的かつ計画的に様々な環境保全施策を推進しています。

また、2022（令和4）年2月にゼロカーボンシティを宣言し、2050（令和32）年までの温室効果ガス排出量実質ゼロを目指しているとともに、2023年（令和5）年1月に「第2次函館市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、地球温暖化対策をより一層推進するほか、一般廃棄物のさらなる発生抑制、減量化・再資源化および適正処理の取組を推進するため、「第4次函館市一般廃棄物処理基本計画」の策定作業を進めるなど、今後とも、環境保全施策を着実に推進するための体制を整えながら、より良い環境づくりに取り組んでまいります。

この白書は、函館市環境基本条例に基づく年次報告として、市内の環境の現況や市の施策の実施状況を中心に取りまとめて発行するもので、皆様が環境への関心と理解を深め、具体的に環境保全に取り組んでいくための一助となれば幸いです。

2024（令和6）年11月

函館市長 大 泉 潤

【目次】

第1章 函館市の環境行政

1 我が国における環境問題の変遷	1
2 本市における環境行政	1
3 函館市環境基本計画[第3次計画]の概要	2
(1) 計画策定の目的	2
(2) 計画期間	2
(3) めざす環境像	2
(4) 基本目標	2
(5) 計画とSDGsとの関連性	2
(6) 施策の体系	3
(7) 計画の推進	3

第2章 施策および環境の状況

1 地球環境の保全	4
(1) 地球温暖化対策	4
① 温暖化防止のための行動の推進	4
② エネルギーの有効利用の推進	5
③ 低炭素型のまちづくりの推進	6
④ 地球温暖化対策の総合的・効果的な推進	7
2 循環型社会の形成	8
(1) 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進	8
① 3Rの推進	9
(2) 廃棄物の適正処理	12
① 廃棄物の適正処理の推進	12
② 環境負荷の小さいごみ処理体制の構築	14
(3) プラスチックごみ対策	15
① プラスチックごみ削減の推進	15
② 海洋プラスチックごみ対策	16
3 自然との共生社会の実現	17
(1) 生物多様性の保全	17
① 野生動植物の保全	17
② 鳥獣保護・管理の推進	19
③ 外来種対策	20
④ 動物愛護・適正管理の推進	20
(2) 水や緑の活用・ふれあいの推進	20
① 水辺空間の充実	20
② 水や緑の保全・活用	21
③ ふれあいの推進	22
(3) 良好な景観形成の推進	23
① 地域特性を生かした町並みづくり	23
② 環境美化の推進	24

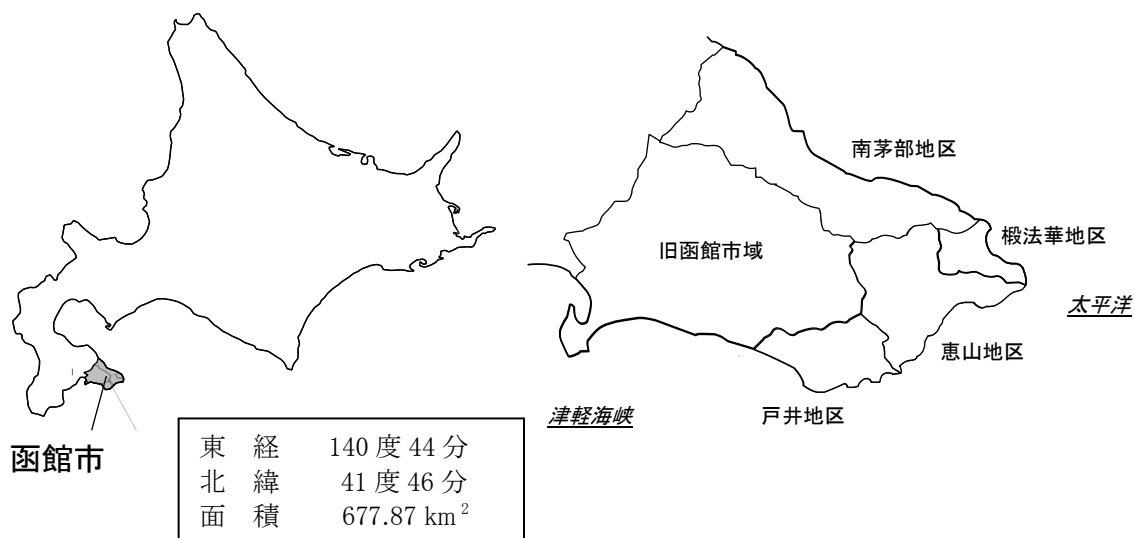
4	生活環境の保全	26
(1)	大気・水環境の保全	26
①	大気環境の保全	26
②	水環境の保全	28
(2)	音環境の保全	31
①	音環境の保全	31
(3)	化学物質などへの対策	32
①	化学物質対策	32
②	その他の対策	33
5	総合的な取組の推進	35
(1)	地域づくり・人づくり	35
①	環境教育・環境保全意識の向上	35
②	環境保全活動・協働取組の推進	36
③	国際協力の推進	37
(2)	環境情報の充実と共有	37
①	環境情報の充実	37
②	環境保全意識の把握	37

第3章 函館市環境基本計画[第3次計画]の推進

1	推進体制の整備	38
2	環境目標および環境基準の状況	39
3	環境基本計画の進行管理	40

この白書は、函館市環境基本条例に基づく年次報告書として、2020（令和2）年3月に策定した函館市環境基本計画[第3次計画]に沿った構成とし、本市の環境の状況や市の施策の実施状況を中心にとりまとめています。

[函館市の位置・面積]



※ 面積は令和5年10月1日現在（国土地理院による。）

[函館市の気象]

年 次	平均気温(°C)	最高気温(°C)	最低気温(°C)	降水量(mm)	最深積雪(cm)
平成元年	10.0	31.1	-14.1	937.0	49
令和2年	10.2	32.7	-13.4	1,119.5	21
令和3年	10.3	33.9	-14.1	1,255.5	44
令和4年	10.2	30.7	-13.1	1,441.0	44
令和5年	11.2	35.4	-13.1	1,005.5	47

※ 最深積雪は寒候年（前年の秋から該当年の春まで）

（資料：函館地方気象台）

[函館市の人口]

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人口(人)	256,178	252,647	248,856	245,213	241,184
世帯数(世帯)	142,206	141,743	140,931	140,393	139,379
世帯規模(人/世帯)	1.80	1.78	1.77	1.75	1.73

（各年9月末現在の住民基本台帳人口）

第1章 函館市の環境行政

1 我が国における環境問題の変遷

我が国における環境問題は、昭和30年代からの高度経済成長期における重化学工業の進展などが水俣病などの産業公害を引き起こし、特定の事業活動が住民に健康被害をもたらす構造でした。このため、国は公害対策関係の法律や自然環境保全法の制定、環境庁の設置により、公害対策と自然保護対策を二本柱として環境政策を進めました。

昭和50年代には都市・生活型公害が顕在化し、昭和60年代には地球の温暖化やオゾン層の破壊など地球規模での環境問題が顕現化してきました。

近年の環境問題に関する世界の動きとしては、2015(平成27)年に持続可能な開発目標(SDGs)を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や地球温暖化対策の新しい国際的枠組み「パリ協定」が採択され、2020(令和2)年から「パリ協定」の本格的な運用が始まったほか、プラスチックごみの海洋流出による生態系への悪影響など地球規模での対応が求められており、我が国においても、2018(平成30)年6月に「気候変動適応法」が成立し、同年12月に施行されたほか、2019(令和元)年5月に「プラスチック資源循環戦略」や「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」が策定されています。また、2020(令和2)年10月に内閣総理大臣の所信表明演説において2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを宣言し、2021(令和3)年4月に2030(令和12)年に向けた温室効果ガスの削減目標を2013(平成25)年度比で46%削減すると表明するとともに、同年5月に2020(令和2)年10月に宣言した政府目標を盛り込んだ地球温暖化対策推進法を改正し、同年10月に地球温暖化対策計画が改定されました。そのほか、同年6月にプラスチックごみを削減し、循環利用するよう促す「プラスチック資源循環促進法」が成立しました。また、2023(令和5)年3月に生物多様性国家戦略2023-2030が策定され、同年5月に気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するため、気候変動適応法の改正が成立したほか、2024(令和6)年5月に第六次環境基本計画を策定するなど、各分野の施策を推進していくこととしています。

2 本市における環境行政

公害の問題が全国的にクローズアップされはじめたころ、本市においてもこれに対処すべく1965(昭和40)年12月に助役を長とし、関係部局長で構成する公害対策連絡会を発足させ、次いで1970(昭和45)年10月に企画部に公害対策課、同年12月には衛生試験所内に環境試験係を設置するとともに、市長の諮問機関である公害対策審議会の発足など体制の整備を図りました。

1972(昭和47)年には「公害防止条例」、「廃棄物の処理および清掃に関する条例」を制定し、国や道の規制措置とあわせた施策により、公害防止対策や廃棄物処理の適正化を図るとともに、1993(平成5)年には「ごみの散乱防止に関する条例」を制定し、美しく快適な生活環境や良好な都市環境の形成に努めています。

1999(平成11)年9月には、良好な環境の将来への継承および持続的に発展する社会の構築などを基本理念とした環境基本条例を制定しました。その基本理念の実現に向け2000(平成12)年3月に函館市環境基本計画、2010(平成22)年3月に函館市環境基本計画[第2次計画]、2020(令和2)年3月に函館市環境基本計画[第3次計画]を策定し、各分野で環境保全のための取組を進めています。

また、近年、地球温暖化への対応が世界共通の喫緊課題となるなか、2020(令和4)年度の市政執行方針において、ゼロカーボンシティの実現に向けて、2050(令和32)年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロをめざし各種施策を実施することを表明し、その実現に向け2023(令和5)年1月に第2次函館市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を策定するとともに、2024(令和6)年4月に環境政策課を新たに設置し、地球温暖化対策をより一層推進していくこととしています。

3 函館市環境基本計画[第3次計画]の概要

(1) 計画策定の目的

函館市環境基本条例第3条の基本理念の着実な実現に向け、環境に関する広範な施策を市民、事業者および市がそれぞれの責務を自覚し、自主的かつ積極的に取り組むとともに、相互に協力し連携しながら総合的・計画的に推進するために策定するものです。

(2) 計画期間

2020(令和2)年度から2030(令和12)年度までの11年間です。

(3) めざす環境像

豊かな自然と歴史ある町並み

みんなで守り未来へつなぐ

環境にやさしいまち はこだて

(4) 基本目標

めざす環境像を実現するために、5つの基本目標を定め、各種施策を展開します。

1 地球環境の保全

2 循環型社会の形成

3 自然との共生社会の実現

4 生活環境の保全

5 総合的な取組の推進

(5) 計画とSDGsとの関連性

SDGs（持続可能な開発目標）は、2015(平成27)年9月に国連で採択され、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットで構成される2030(令和12)年までの国際社会共通の目標です。

本計画の施策を推進することにより、SDGsの実現に資することにつながるものです。



出典：国連広報センター「持続可能な開発目標（SDGs）」

(6) 施策の体系

5つの基本目標に基づき、私たちが環境の保全および創造に取り組むうえでの柱となる基本施策を定め、具体的な施策の内容を個別施策として設定します。



(7) 計画の推進

地域として一体的に取り組めるよう、市民、事業者、市などが情報を共有し、連携・協力しながら推進できるような環境づくりに努めます。

計画の進捗状況は、年次報告書となる「函館市環境白書」を作成し、公表します。

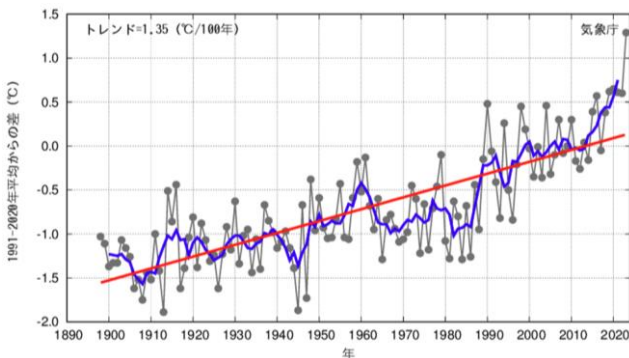
第2章 施策および環境の状況

1 地球環境の保全

(1) 地球温暖化対策

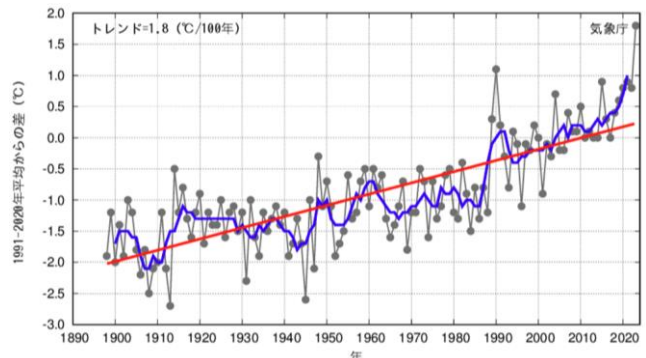
気象庁の観測では、日本の年平均気温は、長期的には100年当たり約1.35℃の割合で上昇しており(図2-1)、函館市の年平均気温についても、100年当たり約1.8℃の割合で上昇しています(図2-2)。

図2-1 日本の年平均気温偏差 (1898~2023年)



注) 黒い折れ線は、1991年~2020年までの年平均気温の平均からの偏差。青い折れ線は、偏差の5年移動平均。赤い直線は、長期的な変化傾向を示す。
(資料: 気象庁)

図2-2 函館の年平均気温偏差 (1898~2023年)



注) 黒い折れ線は、1991年~2020年までの年平均気温の平均からの偏差。青い折れ線は、偏差の5年移動平均。赤い直線は、長期的な変化傾向を示す。
函館は1913年5月と1940年9月に観測場所を移転しました。このグラフは移転前のデータに、移転による影響を除去するための補正を行ったデータを使用しています。このため公開されている観測データとは値が異なります。
(資料: 気象庁)

① 温暖化防止のための行動の推進

ア 環境にやさしいライフスタイルの推進

地球温暖化に対する市民の認識を高めるため、イベントや広報紙などで、はこだてエコライフの取組の普及を図り、脱炭素型のライフスタイルへの転換を呼び掛けています。

はこだてエコライフ展 2023

ラジオ番組

ゼロカーボンシティの実現に向けて



展示コーナー



体験コーナー



(北海道家計簿アプリ普及啓発)



(エコものづくり教室)



(エコドライブシミュレーター)

イ 環境にやさしい事業活動の促進

事業者への省エネ情報等の発信などにより環境に配慮した事業活動などを促進するほか、オゾン層破壊や地球温暖化の原因となるフロンガスの回収について、家庭用冷蔵庫・ルームエアコンは「家電リサイクル法」、業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器は「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)」、カーエアコンは「自動車リサイクル法」に基づき、フロン類の回収・破壊の徹底を図っています。

② エネルギーの有効利用の推進

ア 省エネルギーの推進

町会等が設置するLED街路灯の設置費用や住宅を改修する市民の断熱改修工事を補助しており、2023(令和5)年度から省エネ性能の高い家電(エアコン・冷蔵庫)への買い換えキャンペーンも実施しています。また、市が行う工事では、公共事業環境配慮指針(V)に基づき、省エネルギーに配慮した施設の設計、施工を行っています。

イ 環境にやさしいエネルギーの普及促進

再生可能エネルギーなどの利用では、公共施設への導入を進めるとともに、日乃出清掃工場や下水汚泥処理施設での廃熱や消化ガスは、発電や給湯などへ活用するほか、赤川高区浄水場では新中野ダムとの高低差で生じる水圧を利用した発電をするなど、エネルギーの有効利用を図っています(表2-1、表2-2)。

表2-1 主な再生可能エネルギーの利用状況(令和5年度)

	日乃出 清掃工場	南部下水 終末処理場	新湊太陽光 発電所	赤川高区 浄水場水力 発電所
使用電力量(kWh)	8,901,715	6,402,553	-	72,434
発電電力量(kWh)	12,761,895	466,174	104,624	1,617,640
買電電力量(kWh)	1,061,493	5,963,349	-	-
非常用発電(kWh)	-	30	-	-
売電電力量(kWh)	4,921,673	0	104,624	1,545,206
売電金額(千円)	110,255	-	4,143	55,791
自給率(%)	88.1	7.3	-	-

赤川高区浄水場構内の
小水力発電設備



太陽光発電システム、定置用リチウムイオン蓄電池、家庭用燃料電池(エネファーム)、ガスコージェネレーションシステム(コレモ)の設置に対する補助のほか、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の購入に対する補助をしており、2023(令和5)年度から太陽光発電システム、定置用リチウムイオン蓄電池の補助件数を拡充しています。2023(令和5)年度は、太陽光発電システム80件、定置用リチウムイオン蓄電池86件、家庭用燃料電池(エネファーム)1件、ガスコージェネレーションシステム(コレモ)54件、電気自動車12件、プラグインハイブリッド自動車34件に補助を行いました。

また、太陽光発電設備を設置して太陽光発電事業を行う民間事業者に遊休市有地を貸し出しています(表2-3)。

表 2-2 公共施設における主な再生可能エネルギーの導入状況

(1) 太陽光発電			
施設名	出力 (kW)	開始	用途
あさひ小学校	0.5	平成14年4月	自己消費のみ
総合保健センター	3.36	平成15年4月	自己消費のみ
千歳図書室	10.0	平成15年4月	余剰分を売電
赤川児童館	3.0	平成16年4月	余剰分を売電
桔梗福祉交流センター	3.21	平成17年4月	余剰分を売電
中央図書館	30.0	平成17年12月	自己消費のみ
昭和小学校	0.15	平成18年7月	自己消費のみ
亀田港児童館	3.0	平成19年4月	余剰分を売電
弥生小学校	0.45	平成24年1月	自己消費のみ
神山児童館	3.0	平成24年4月	余剰分を売電
北消防署 末広出張所	1.8	平成25年4月	自己消費のみ
東消防署 南茅部支署	3.0	平成26年4月	自己消費のみ
新湊太陽光発電所	83.16	平成26年7月	全て売電
東消防署 日ノ浜出張所	3.75	平成27年4月	自己消費のみ
戸井西部総合センター	5.3	平成28年4月	余剰分を売電
亀田交流プラザ	9.4	令和2年4月	自己消費のみ
梁川交通公園	7.0	令和6年4月	余剰分を売電
(2) バイオマス発電			
施設名	出力 (kW)	開始	用途
南部下水終末処理場	500	平成元年	自己消費のみ
(3) 廃棄物発電			
施設名	出力 (kW)	開始	用途
日乃出清掃工場	1,660	平成4年	余剰分を売電
(4) 小水力発電			
施設名	出力 (kW)	開始	用途
赤川高区浄水場水力発電所	199	平成28年10月	全て売電

表 2-3 遊休市有地における民間事業者による太陽光発電事業

遊休市有地	出力 (kW)	事業者	開始
旧小学校用地 (高岱町)	818.18	日商興業(株)	平成25年9月
共働宿泊所隣接地 (新湊町)	83.16	ジャックス・トータル・サービス(株)	平成26年7月
旧高等学校用地 (女那川町)	513.50	(株)テーケーワイ	平成28年4月
旧小学校用地 (釜谷町)	300.00	(株)サンフード	平成28年7月
旧小学校用地 (志海苔町)	642.60	(株)MIRARTH エナジーソリューションズ	平成30年12月

③ 低炭素型のまちづくりの推進

ア コンパクトなまちづくりの推進

コンパクトなまちづくりや都市機能の集約化を進めるとともに、バス生活路線の確保方策など、地域の実情に即した輸送サービスの実現に取り組んでいます。

イ 温室効果ガスの吸収源対策

温室効果ガスである二酸化炭素の吸収源として、森林、公園、街路樹などの適切な管理・保全や天然コンブ資源の回復などのほか、地域材の普及啓発に取り組んでいます。市が発注する工事では「函館市公共事業環境配慮指針 (V)」に基づき熱帯材型枠使用量の低減およびその再使用を進めるとともに、間伐材の有効利用も図っています。

また、2024(令和6)年度は、市内モデル地区において養殖コンブの二酸化炭素吸収量の調査を実施し、Jブルークレジットの認証をめざすこととしています。

④ 地球温暖化対策の総合的・効果的な推進

ア 緩和策の推進

2023(令和5)年1月に策定した「第2次函館市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」に基づき削減目標を定めて温室効果ガスの排出抑制のための取組を進めており、2021(令和3)年度の函館市における温室効果ガス排出量は、基準年(2013(平成25)年度)に比べて24.8%の減少となっています(表2-4、図2-3)。

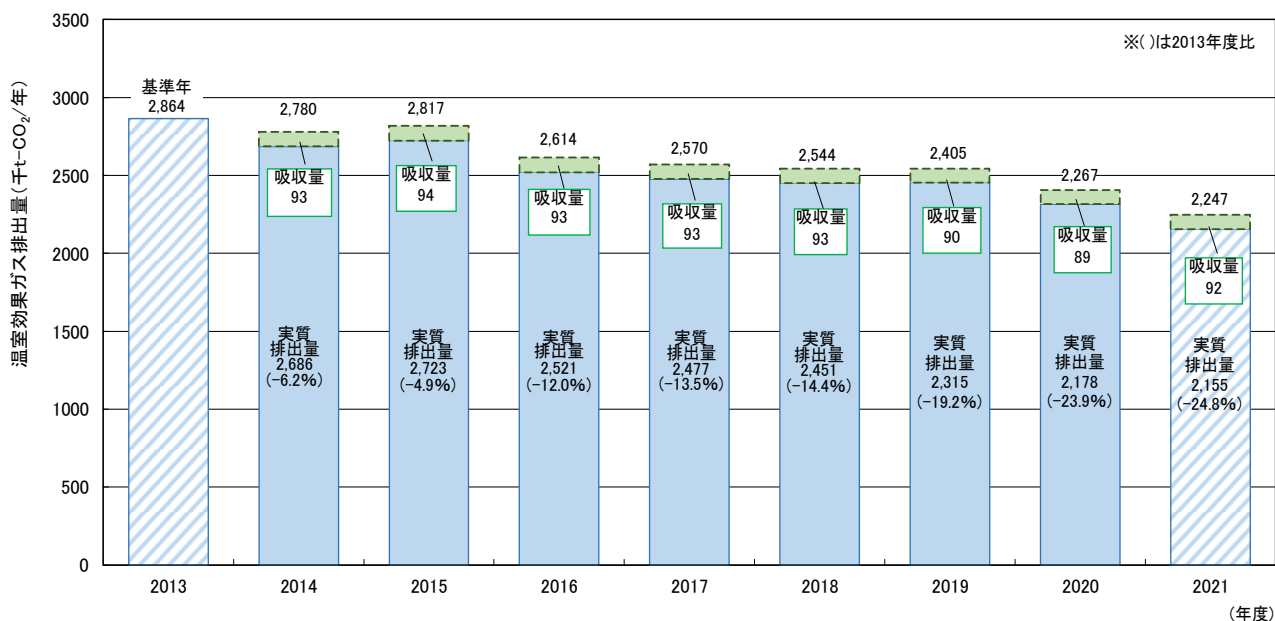
同計画の進捗状況や温室効果ガス削減に向けた取組については、第2編に詳細を掲載しています。

表2-4 温室効果ガスの削減目標

基準年	目標年		削減目標(基準年比)
2013(平成25)年度	中期目標	2030(令和12)年度	-46%
	長期目標	2050(令和32)年	実質ゼロ*

※ 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること

図2-3 函館市における温室効果ガス排出量の推移



※ 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の改正により、メタンと一酸化二窒素の地球温暖化係数の変更があり、2022(令和4)年9月に基準年まで遡って算定値を改定しています。

イ 適応策の検討

気候変動による災害の増加や農水産物への影響などを回避、軽減するための気候変動への適応策について、本市の地域特性を踏まえた適応策を講じていくこととしており、2024(令和6)年度から熱中症対策として市内9公共施設と7民間施設を指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)「はこだて涼しい処(っしょ)」として開放したほか、産学官の連携によるカーボンニュートラルに貢献する水産養殖の研究などを行っています。

また、気候変動やその影響について、国や北海道気候変動適応センターなどから情報提供を受けながら、取組の追加・変更の必要性を検討し、熱中症対策などの適応策の充実を図っていくこととしています。

はこだて涼しい処(っしょ) (<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2024060300083/>)

2 循環型社会の形成

(1) 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

本市の家庭系ごみは、計画路線収集方式により市が収集・運搬を行い、事業活動に伴って生じる事業系ごみは、事業者が自らの責任において適正に処理することを原則として、一般廃棄物収集運搬許可業者による収集・運搬を基本としています。

2023(令和5)年度の家庭系ごみと事業系ごみをあわせた一般廃棄物の年間総排出量は97,043 t、1人1日当たりのごみ排出量は、1,099g/人日となっております。また、家庭系ごみの1人1日当たりのごみ排出量は、688 g/人日となり、前年度より減少しています。これは、2023（令和5）年5月から新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症に移行され、行動制限の緩和により在宅時間が短時間化したことによるもののほか、人口減少や物価高騰などが主な要因として想定されます。

また、2023(令和5)年度のリサイクル率は14.7%、最終処分量は17,030 tとなっております（図2-4、図2-5）。

図2-4 一般廃棄物総排出量の推移

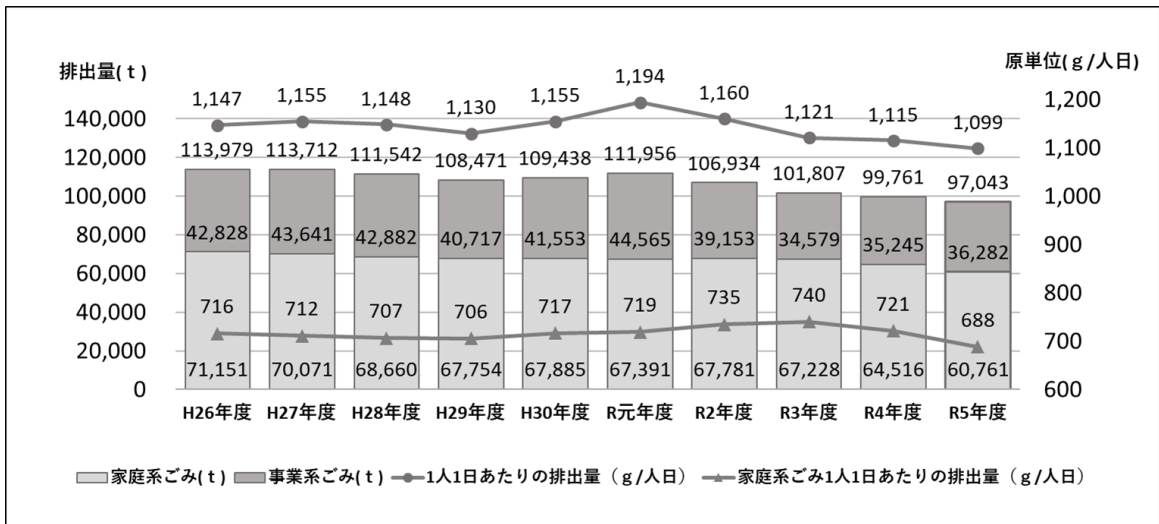
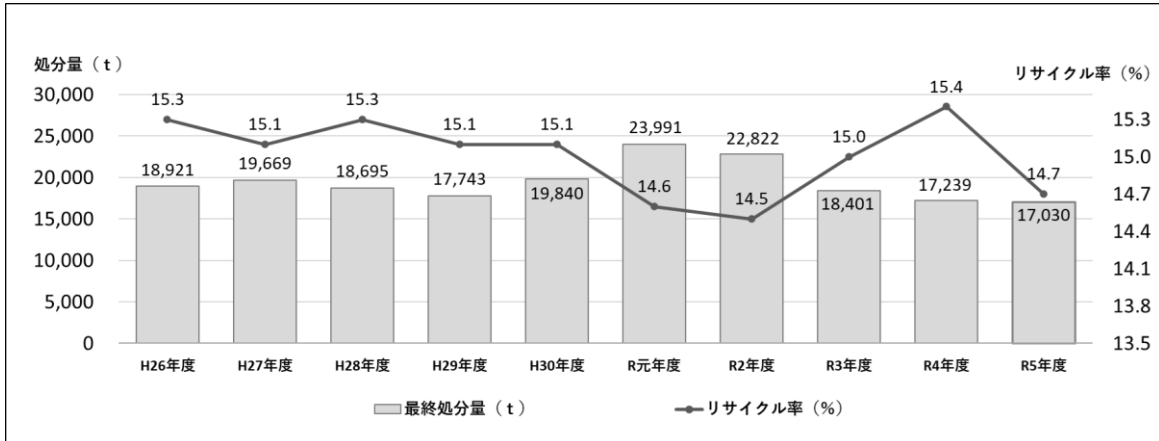


図2-5 リサイクル率・最終処分量の推移



① 3Rの推進

ア ごみを出さないライフスタイルの推進

ごみを出さないライフスタイルを推進するため、環境部ニュースの発行や出前講座の実施等により、市民、事業者のごみや環境に対する理解と関心を深めるとともに、「ダンボールコンポスト・メイト事業」などの実施のほか、2024(令和6)年度から家庭用電動生ごみ処理機の購入費に対する補助をしており、家庭から排出される生ごみの減量化・再資源化を促進しています。

イ 再使用の推進

リサイクルセンターの再生品利用制度（粗大ごみとして出された家具類や自転車を修理して希望者に販売する制度）については、制度の周知を図り利用を促進しています。2023(令和5)年度は、家具類 80 点、自転車 135 台を修理し、市民に安価で提供しました。

ウ リサイクルの推進

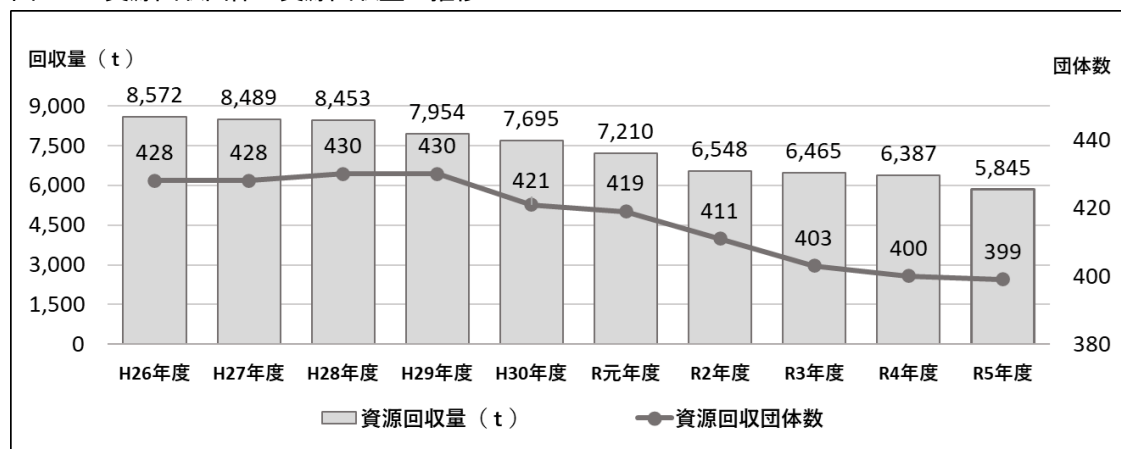
リサイクルについては、集団資源回収のほか、プラスチック容器包装、缶・びん・ペットボトル、小型家電などの再資源化を実施しています。

集団資源回収では、実施団体や資源回収業者に対し、回収実績に応じて奨励金等を支給することにより資源回収の促進を図っています。

集団資源回収量は、新聞・雑誌類の発行部数の減少や民間事業者の独自の取組などにより、減少が続いています（図2-6、図2-7）。

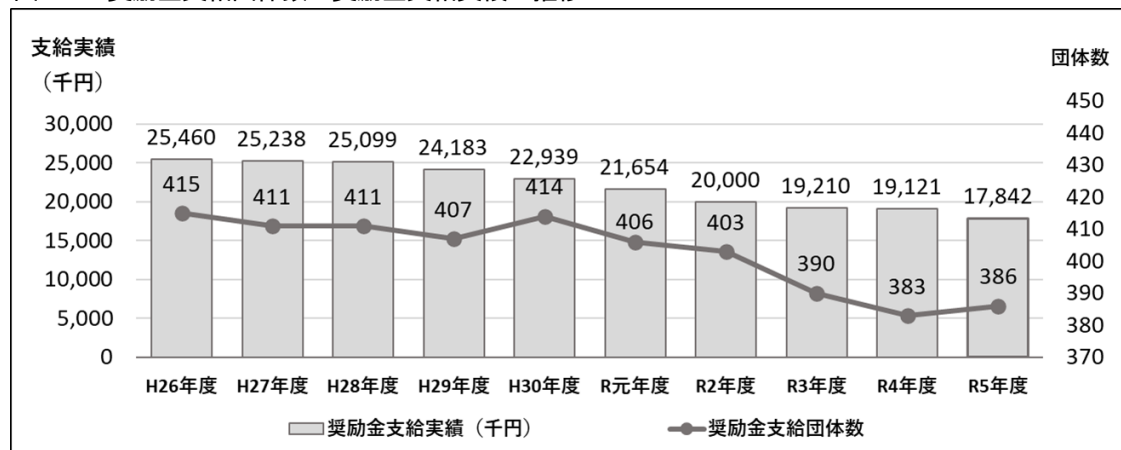
集団資源回収について [検索](https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2021120800033/) (<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2021120800033/>)

図2-6 資源回収団体・資源回収量の推移



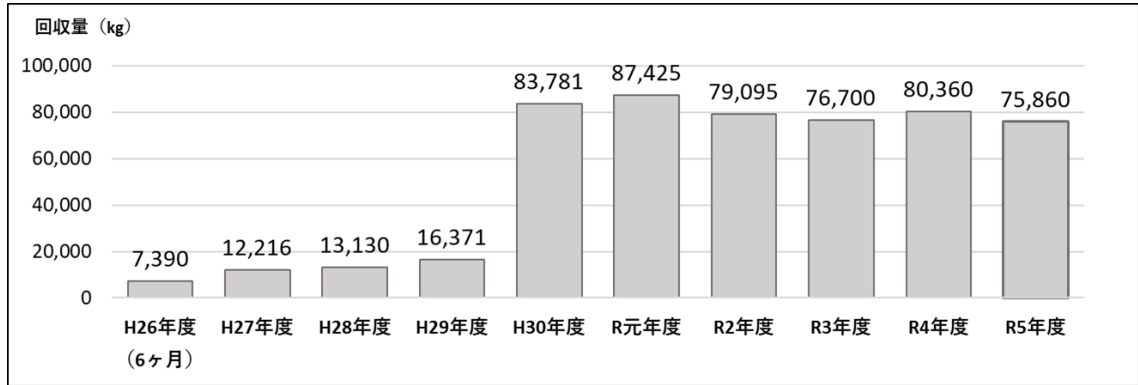
※ 資源回収団体は各年度末現在の登録団体数

図2-7 奨励金支給団体数・奨励金支給実績の推移



再資源化の取組として、小型家電に含まれている有用金属等の有効利用を図るため、市内 21 カ所に回収ボックスを設置し、小型家電の回収を進めています。また、2018(平成 30)年度から 2023(令和 5)年度までは、ボックス回収に加え、燃やせないごみの中から小型家電を選別・回収するピックアップ回収により使用済み小型家電の回収を実施しました。(図 2-8)。

図 2-8 使用済み小型家電回収量の推移



※ 平成26年10月から回収ボックスの設置による使用済み小型家電回収開始
 ※ 平成30年4月から令和6年3月までピックアップ回収実施

また、水銀を含む蛍光灯等を回収するため、市内 54 カ所で蛍光灯等の拠点回収に取り組むほか、日乃出清掃工場から排出される焼却灰のセメント資源化を進めています。2023(令和 5)年度は、一般廃棄物の焼却灰のうち 727.74 t をセメントの原料として資源化しました。

なお、2020(令和 2)年度から休止中であった古着回収については、資源物としての受入先を確保できたため、2023(令和 5)年度から環境関連のイベント回収や市内の拠点回収を再開し、2023(令和 5)年度は 5,090kg を回収しました。

古着のリユース・リサイクル (<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2015031200020/>)

エ 食品ロス対策

食品ロスの問題への対応として、2022(令和 4)年度に市内における食品ロスの実態を調査するため、家庭から排出される燃やせるごみの中に含まれる食品ロスの調査を実施し、食品廃棄物が全体の約40%となり、そのうち食品ロスの割合が約24%となっています(図2-9, 図2-10)。

図 2-9 燃やせるごみ組成分析調査

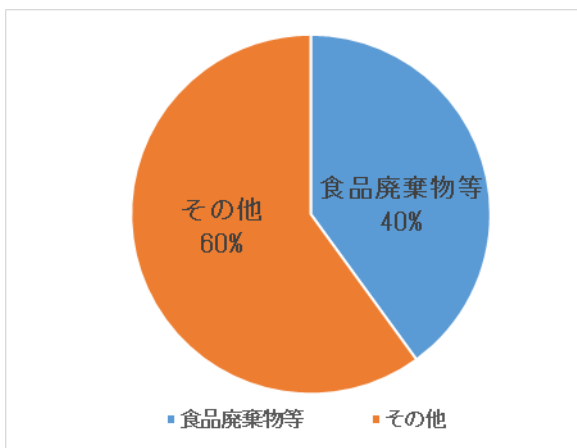
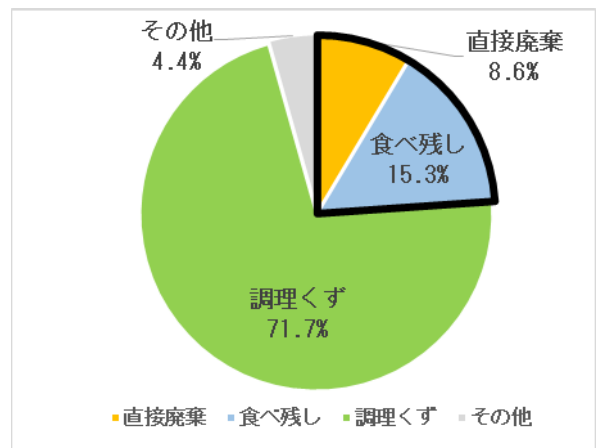


図 2-10 食品廃棄物の内訳



この調査結果を踏まえ、2022(令和4)年度の燃やせるごみの排出量から、函館市の食品ロス発生量を算出すると、年間約4,202 t、1人1日当たり約47 g、年間1人当たり約17 kgと推計されます。

食品ロス削減の取組としては、2021(令和3)年度から、函館市内協力店舗において、「てまえどり運動」を実施するとともに、2023(令和5)年度から、食べ残した料理を持ち帰ることができる飲食店等を「食品ロスゼロ推進店」として推奨しています。

また、家庭で余っている食品を集め、食品を必要としている福祉団体、子ども食堂などに寄付する活動「フードドライブ」について、市内において常設でフードドライブ活動が行われているほか、市としてもイベント実施時にフードドライブを実施し、食品ロスを削減するとともに、食品を必要としている方への支援にもつながっています。

実際に捨てられていた直接廃棄の食品



食品ロスを減らしましょう

検索

[\(https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2019031300032/\)](https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2019031300032/)

食品ロスゼロ推進店ステッカー



イベントでのフードドライブコーナー



このほか、宴会等の食べ残しを減らすため、市民や事業者に対して、開始後30分間、終了前10分間離席せず食事を楽しみ食べ残しを減らす「残さず食べよう! 30・10運動」の推進や、「食品ロス削減普及啓発ポップ」を設置するなど、食品ロス削減の普及啓発を図っています。

オ グリーン購入の推進

環境への負荷が少ないエコマーク商品などのグリーン購入を環境パネル展やラジオ等で推進しているほか、市が物品等を購入する際は「函館市環境物品等調達方針」に基づき、グリーン購入に取り組んでいます。

グリーン購入に取り組みましょう

検索

[\(https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014021300290/\)](https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014021300290/)

(2) 廃棄物の適正処理

廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で定められた20種類の廃棄物を産業廃棄物といい、産業廃棄物以外の廃棄物を一般廃棄物といいます。

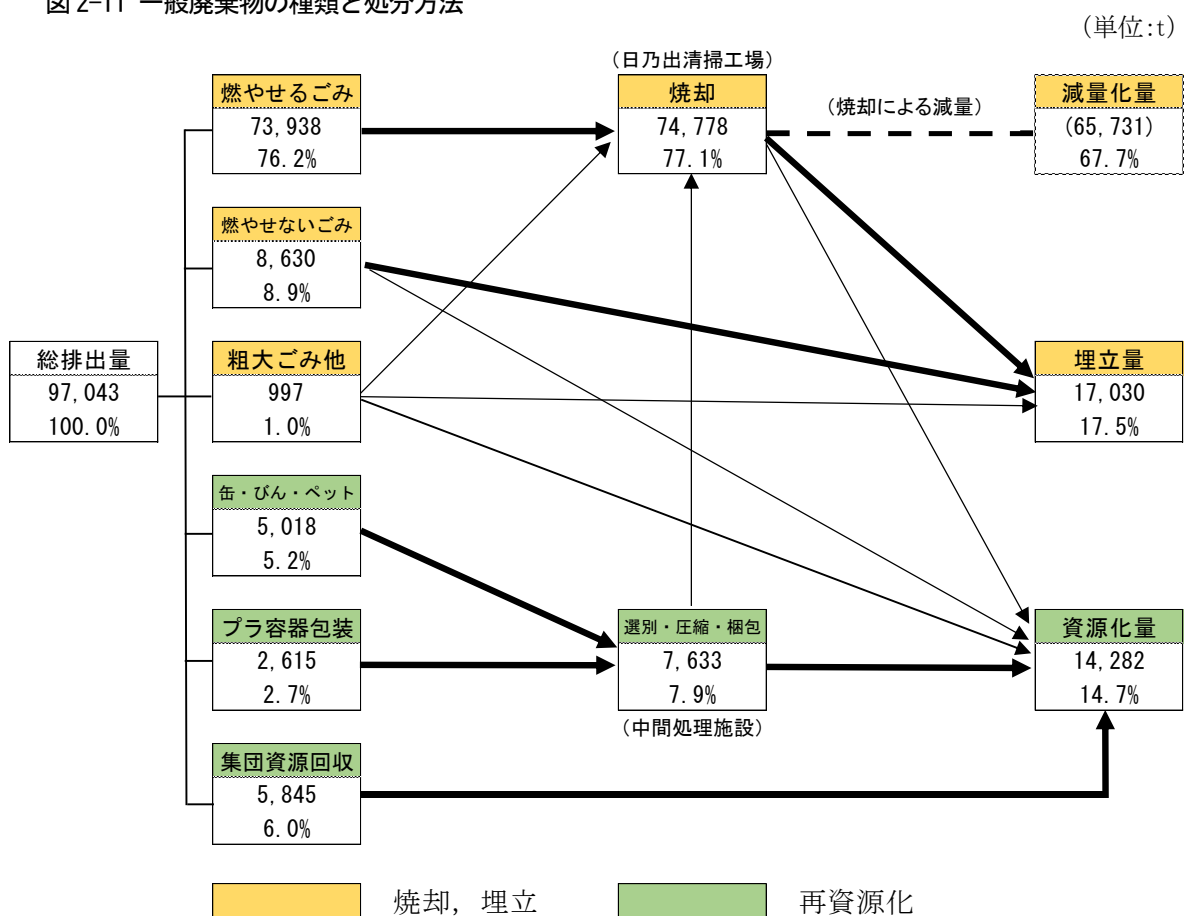
① 廃棄物の適正処理の推進

ア 廃棄物の適正処理の推進

(ア) 一般廃棄物の状況

排出量の推移については、P8図2-4のとおりとなっています。また、2023(令和5)年度の一般廃棄物の種類と処分方法は、図2-11のとおりです。

図2-11 一般廃棄物の種類と処分方法



※「粗大ごみ他」は、粗大ごみ、雑ごみ、し尿しき・下水道しきの計

※「中間処理施設」は、リサイクルセンターおよび函館プラスチック処理センター

また、家庭ごみ等の一般廃棄物の適正排出については、ごみ分別アプリの配信やごみの分別・リサイクル出前講座の開催や巡回指導などにより、ごみ分別意識の向上を図っています。

(イ) 産業廃棄物の状況

2022(令和4)年度の産業廃棄物の処理の流れは、図2-12のとおりであり、排出量の約7割が再生利用されています。この中で記された再生利用量は、中間処理された後に発生する処理残さのうち、再生利用された量を示しています。最終処分量は、直接最終処分された量と中間処理後の残さのうち、最終処分された量を合わせて示しています。また、市外処理量は、市内で処理できない産業廃棄物などが市外の処理施設へ運搬された量を示しています。過去10年間の産業廃棄物処理量の推移は図2-13のとおりです。

図2-12 産業廃棄物の処理の流れ

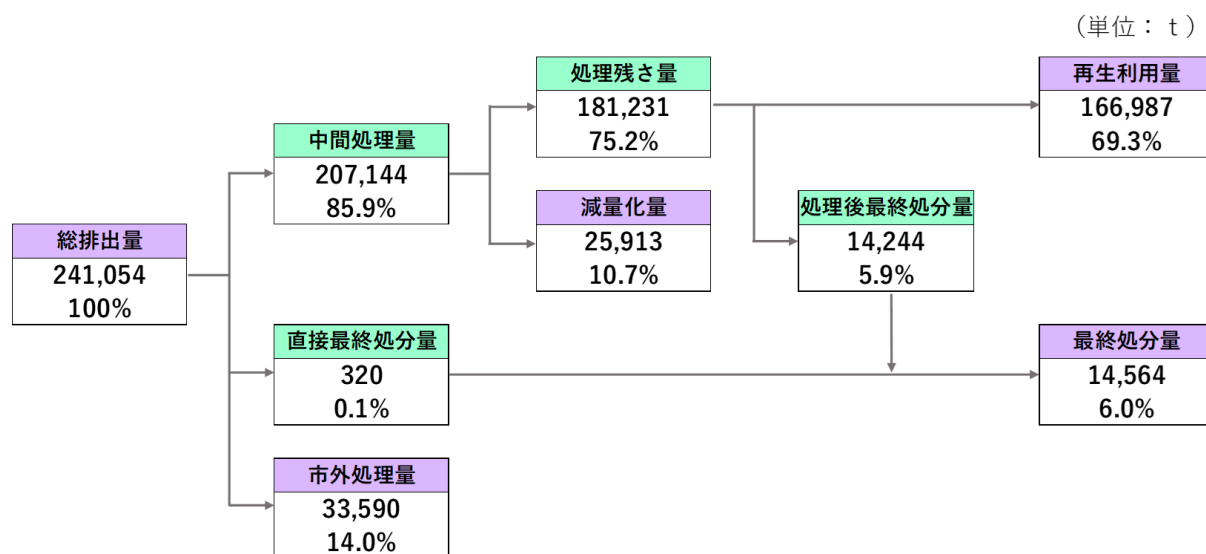
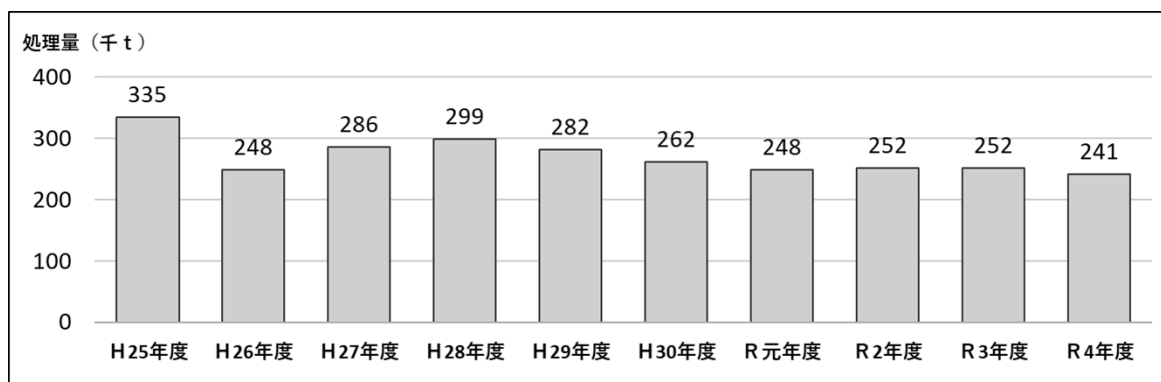


図2-13 産業廃棄物処理量の推移

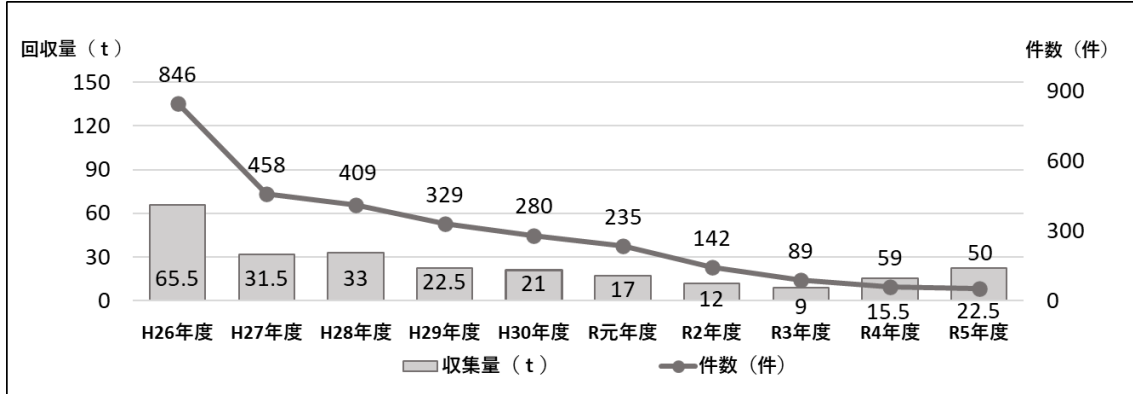


また、排出事業者や廃棄物処理業者等に対して立入検査を実施し、廃棄物の保管方法、処理委託の内容や処理の状況を確認しましたが、2023(令和5)年度は生活環境に支障が生じるような重大な違反はありませんでした。

イ 不法投棄対策

不法投棄防止のため、監視専門員4名を配置し、山間部の道路沿いを中心に市内全域のパトロールを実施しているほか、監視カメラによる監視も行っています。2023(令和5)年度は、50件(一般廃棄物50件、産業廃棄物0件)の不法投棄に対して原因者の究明や管理者に対する指導など適切な対応をしています(図2-14)。

図2-14 不法投棄件数・収集量の推移



ウ 海岸漂着物への対応

海岸や漁港などの各管理者などと連携を図り、回収された海岸漂着物を廃棄物処理施設に受け入れて処分するなどの確に対応しています。

また、2023(令和5)年12月に、戸井地区浜町の海岸に漂着した大量のイワシについては、海岸管理者である北海道と連携のうえ回収し、焼却処分や埋立処分をしました。

② 環境負荷の小さいごみ処理体制の構築

ア 廃棄物処理施設の整備

本市唯一のごみ焼却施設である日乃出清掃工場については、1975(昭和50)年に供用を開始し、老朽化が進行していることから、既設建屋を利用し、施設稼働と並行して焼却炉を更新することとしており、2028(令和10)年度中の竣工に向け、新たな焼却施設の整備を進めています。2022(令和4)年度には施設整備に関する実施設計を行い、2023(令和5)年度から本体工事を実施しています。なお、2024(令和6)年度以降、日乃出清掃工場の焼却炉更新工事により一時的に燃やせるごみの焼却処理ができない期間が生じ、2024(令和6)年度は10月5日から17日までの13日間、全ての焼却炉を停止したことから、市民・事業者へごみ減量の協力を依頼するとともに、他の自治体へ処理を依頼するなど、様々な対策を講じ適切に処理しました。

日乃出清掃工場



イ 各処理施設の長期使用の確保

リサイクルセンターについては、各機器等の定期的・計画的な補修や整備、更新を実施するとともに、最終処分場については、適切な施設の維持管理を行い、ごみの減量化や資源化の推進により、施設の延命化を図っています。

リサイクルセンター



七五郎沢廃棄物最終処分場



(3) プラスチックごみ対策

① プラスチックごみ削減の推進

ア プラスチックの使用削減

海洋プラスチックごみ問題や、プラスチックごみの削減に係る対策などを記載したパンフレットを配布するとともに、関係団体等と連携し、レジ袋の削減やペットボトルなどのポイ捨て防止の呼びかけを実施し、プラスチック資源化のために必要な分別回収・リサイクルなどが徹底されるよう周知啓発を図っています。

また、市においても、使い捨てのプラスチック製品の利用を控えるとともに、会議等においてペットボトル飲料の提供を控えるなど率先して職員一人ひとりがプラスチックごみの削減に努めています。

イ 分別・リサイクルの徹底

ごみ分別アプリの配信によりごみ分別意識の向上を図るほか、ごみの分別・リサイクル出前講座やパンフレットの配布により、プラスチック資源化のために必要な分別回収・リサイクルなどが徹底されるよう周知啓発を図っているほか、2023(令和5)年12月から(株)パイロットコーポレーションと連携し、プラスチック製筆記具等の回収ボックスを市内公共施設に設置し、回収を行っています。

使用済みプラスチック製
筆記具等回収ボックス



また、家庭から排出されるプラスチック容器包装の排出状況などを把握するためプラスチック容器包装組成分析調査を実施しています。2023(令和5)年度は、適正に分別されたものは91.29%で、前年度より4.76ポイント改善しています(図2-15)。

ごみの分別や収集日などを簡単にチェック

函館市ごみ分別アプリ さんあ〜る[®]

をご利用ください。

お問合せ 函館市 環境部 清掃事業課
TEL:51-0796

主な機能

ごみ収集日カレンダー



プッシュ機能で
収集日をお知らせ!

家庭ごみ分別辞典



ごみの分別を
検索できます!

他にも…
家庭ごみの分け方・出し方などを確認することができます!
詳しくは函館市公式ホームページの「さんあ〜る」の記事をご覧ください。

ダウンロード

アプリケーションストアで
さんあ〜る
と検索してください。

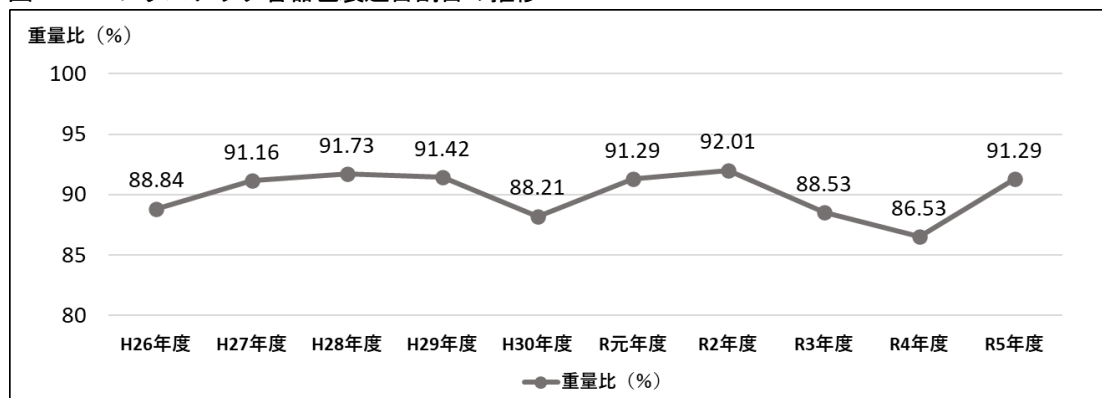


ごみ分別アプリ「さんあ〜る」

検索

[\(https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2020042100047/\)](https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2020042100047/)

図2-15 プラスチック容器包装適合割合の推移



※ 適合割合は重量比

ウ 再生材・バイオプラスチックの利用促進

パンフレットの配布による啓発や市が物品等を購入する際に再生材やバイオプラスチックを含む製品をグリーン購入の対象品目として利用を促進しています。

② 海洋プラスチックごみ対策

ア ポイ捨て・不法投棄対策の強化

市内海岸11カ所に海洋ごみ防止啓発看板を設置し、プラスチックごみなどの海など自然界への流出を防止し、適正処理の意識啓発を促進するほか、路面電車や路線バスへのプラスチックごみ対策の広告掲載により意識啓発を図っています。

また、大森浜に打ち上げられた漂着物を採集・観察し、その採集物を活用してアート作品を作るとともに、地球環境や海洋プラスチック問題などを考える場を提供することによって、モラルやマナーの向上に努めています。

回収した漂着物の分別



漂着物を使ったアート工作



イ 清掃活動の推進

河川や海岸の清掃活動を行う環境美化団体への活動支援により、プラスチックごみの海への流出の抑制に努めています。

ウ 海で分解される素材の利用促進

紙や生分解性プラスチックなどの海で分解される素材の情報収集に努めています。

3 自然との共生社会の実現

(1) 生物多様性の保全

① 野生動植物の保全

ア 希少野生動植物の保護

(7) 希少野生動植物の状況

環境省が公表したレッドリスト2020によると、絶滅危惧種は3,716種となり、環境省が選定した絶滅危惧種の総数は、海洋生物レッドリストに掲載された絶滅危惧種56種を加えると3,772種となっています。

環境省レッドリスト 検索 (<https://www.env.go.jp/nature/kisho/hozen/redlist/index.html>)

本市では、このうち、少なくとも、鳥類ではウズラ、エゾライチョウ、オオジシギ、オオタカ、オオワシ、オシドリ、オジロワシ、クマゲラ、クマタカ、コクガン、チュウヒ、ハイタカ、ハヤブサ、ヒメウ、ミサゴ、ヨタカの16種が、繁殖、あるいは越冬のため飛来が、魚類ではスナヤツメ、シロウオの生息が、植物ではシラオイエンレイソウ、ヒメアマナ、クマガイソウ、コジマエンレイソウ、クゲヌマラン、ヒロハノカワラサイコ、コモチレンゲ、エゾマンテマ、キキョウの9種の生育が確認※されています。

※2006(平成18)年公告「函館圏都市計画道路1・4・3新外環状線環境影響評価書(要約書)」など

クマゲラ (絶滅危惧Ⅱ類)



ハイタカ (準絶滅危惧)



(イ) 適正な保護

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」や「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」などに基づき、北海道との連携を図りながら動植物の保護に努めています。

イ 動植物の生息・生育環境の保全

(7) 動植物の生息・生育環境の状況

本市には、市民に親しまれている函館山や、袴腰岳から恵山に至る山岳地などすぐれた自然があり、そこではさまざまな動物や貴重な植物を見ることができま。動植物の貴重な生息・生育域となっている森林は52,755haで、本市面積の約78%を占めています。

なかでも、函館山は海峡に突き出ていることから、野鳥の生息地、海峡を通過する渡り鳥の休息地になっており、年間を通すと約150種の野鳥が見られ、鳥獣保護区特別保護地区に指定されています(表2-5)。

表 2-5 函館山でみられる主な野鳥

アカゲラ	ウグイス	オオルリ	キクイタダキ	キビタキ	コクガン
コゲラ	コマドリ	コルリ	シジュウカラ	シマエナガ	シメ
ジョウビタキ	ツグミ	ハクセキレイ	ハシブトガラ	ハヤブサ	ヒガラ
ヒヨドリ	ホオジロ	ミソサザイ	ミヤマカケス	メジロ	ヤマガラ
ヤマゲラ	ルリビタキ				

※出典：函館市住宅都市施設公社HP，函館山ガイドブック（函館市土木部）

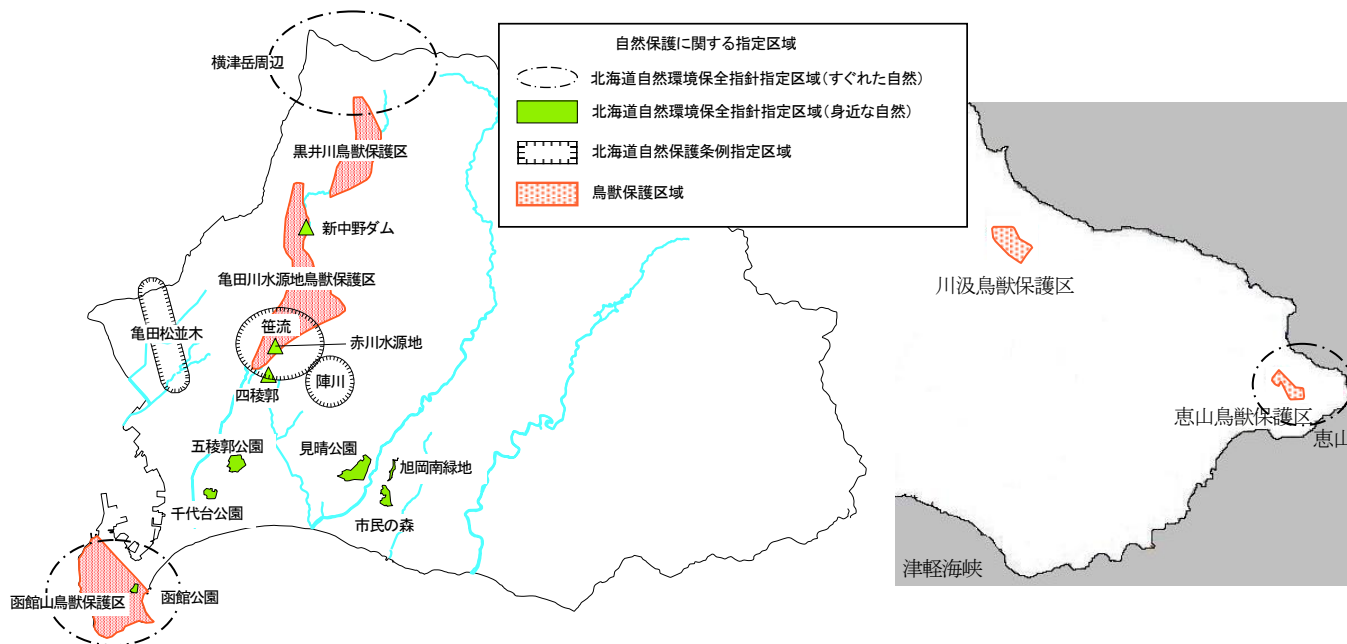
また、市街地や周辺地域においては、貴重な自然を保全するとともに自然とのふれあいを図るために、北海道自然環境等保全条例に基づく「環境緑地保護地区」や「自然景観保護地区」、北海道自然環境保全指針による「すぐれた自然地域」などが指定されているほか、北海道が指定する鳥獣保護区については、函館山鳥獣保護区など5区域が指定されています(表 2-6，図 2-16)。

表 2-6 自然保護に関する指定区域

根拠となる法律等 ・ 指定区域名					
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律			面積 (ha)	指定期間	
鳥獣保護区	函館山鳥獣保護区		353 (327)	R 4. 10. 1～R24. 9. 30	
	亀田川水源地鳥獣保護区		509 (-)	H20. 10. 1～R10. 9. 30	
	黒井川鳥獣保護区		360 (69)	H17. 10. 1～R 7. 9. 30	
	恵山鳥獣保護区		168 (-)	H17. 10. 1～R 7. 9. 30	
	川汲鳥獣保護区		208 (-)	H29. 10. 1～R19. 9. 30	
合 計			1, 598 (396)	()内は特別保護地区の面積	
北海道自然環境等保全条例					
	指定年月日	位置	面積 (ha)	特徴	
環境緑地	亀田松並木	S47. 3. 25	函館市市内の国道敷の一部	2. 18	アカマツ並木(函館奉行所時代植栽)
	陣川	S48. 3. 30	陣川町 13 の 1 の一部他	2. 97	イタヤ、ミズナラ等の樹林地、野鳥、一部トドマツ、スギ人工林
自然景観	笹流	S48. 3. 30	水元町 2 他	531. 69	笹流貯水池周辺の広葉樹林等の自然景観
北海道自然環境保全指針					
すぐれた自然	函館山周辺、恵山、横津岳・袴腰岳周辺				
身近な自然	見晴公園、市民の森、函館公園、五稜郭公園、四稜郭、千代台公園、旭岡南緑地、赤川水源地、新中野ダム				
	以下、図 2-16 への表示なし 武井の島、寄貝歌海岸、サンタローナカセ岬、恵山温泉、石田温泉、銚子サーフビーチ、水無温泉、銚子岬、岩戸台地、黒羽尻川、大船遺跡館周辺、万豊敷高原、町民の庭、台場山、八木浜海岸、黒鷲岬展望台周辺、川汲公園、大船公園				

※ 令和5年度末現在

図2-16 自然保護に関する指定区域



(イ) 生息・生育環境の保全

「市街化調整区域の環境形成に関する基本方針」に基づき、自然環境などの保全や適切な都市的土地利用の誘導を図っています。

また、市有林においては、森林施業計画に基づく植栽や間伐などの保育事業により、森林の適正管理を図っています。

河川における動植物については、これまで緩傾斜護岸や低水路の整備、管理用通路の植栽による河川緑化などの河川整備により生息環境の保全に努めています(表2-7)。

表2-7 河川整備の状況

河川名(工区名)	内容	事業期間
志海苔川	管理用通路の植栽	S57～H11
石川(石川工区)	河川緑化等	S60～H26
寺の沢川	河川の緑化	H12～H13
坂の下川	柵渠護岸	H15～H20
石川(中野川工区)	緩傾斜護岸, 低水路	H7～H20
小田島川	積ブロック護岸, 護岸工, 遊水地工等	H7～R4

② 鳥獣保護・管理の推進

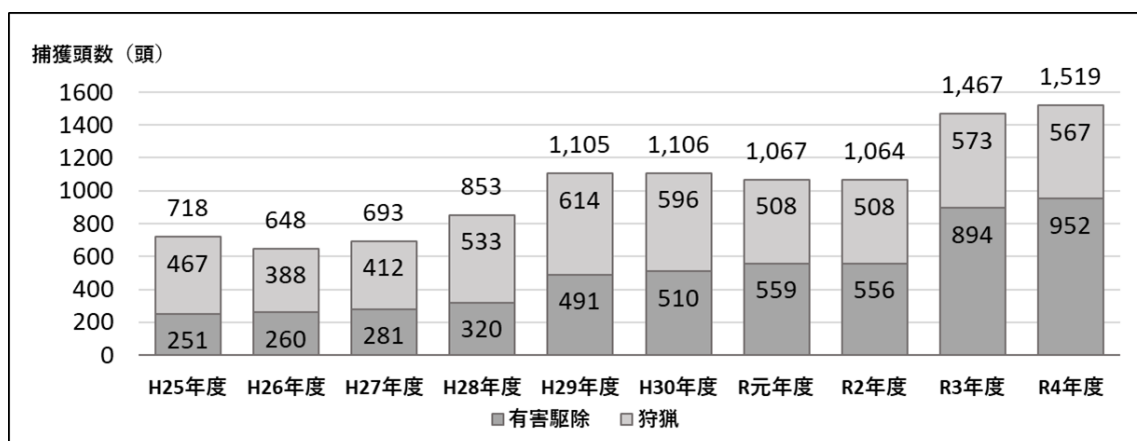
ア 野生鳥獣の保護

傷病鳥獣の保護に関しては「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」などに基づき、函館公園動物施設での受け入れを行うなど、関係機関と協力して対応しています。なお、2023(令和5)年度は、1件(鳥類1羽)の受け入れを函館公園動物施設で行っています。

イ 鳥獣被害防止対策

近年、野生鳥獣による農業被害や車両との接触事故などが見受けられており、被害防止に向けた対策が必要となっています。その中でも、エゾシカによる農業被害が減少しないことから、本市では、関係団体への委託などによる計画的なエゾシカの捕獲を実施(図2-17)するなど、農業被害・人的被害や生活環境被害の防止に努めています。なお、エゾシカの生息頭数は、2023(令和5)年度は南部地域(渡島・桧山・後志)では、3万頭～22万頭の間にあるものと推定されています。

図2-17 エゾシカ捕獲数の推移



ウ 捕獲した有害鳥獣の有効活用

「函館市鳥獣被害防止計画（第5期）」に基づき、関係団体と連携しながら、食品としての利活用を推奨しています。

③ 外来種対策

ア 外来種対策

外来種に関する正しい知識を普及させるため、環境パネル展などでの啓発に努めるとともに、五稜郭公園の堀に生息する特定外来生物であるブルーギルについて、生息調査や駆除などを行っています。駆除により捕獲の大半は小型の個体となるなど一定の効果をあげています。

ブルーギル（特定外来生物）



④ 動物愛護・適正管理の推進

ア 動物愛護・適正管理の推進

動物の愛護や適正な飼養を普及させるため、ホームページなどによる啓発に努めるほか、収容した犬、猫の新しい飼い主の募集や終生飼養の周知啓発などを行い、殺処分の減少に取り組んでいます。

(2) 水や緑の活用・ふれあいの推進

① 水辺空間の充実

ア 快適な水辺空間の確保・活用

函館港弁天地区において、港湾環境の向上を図るため、緑地の整備を促進するとともに、市民団体や関係団体による河川や海岸での清掃活動などの快適な水辺空間の維持に向けた取組を支援しています。

また、河川空間を活かして地域の賑わい創出をめざす国土交通省の「かわまちづくり支援制度」に「松倉川かわまちづくり」が選ばれ、親水護岸や河川管理用通路の整備を進めています。2023(令和5)年度は北海道により護岸(昇降階段等)の整備などが行われました。

② 水や緑の保全・活用

ア 水と緑のネットワークの確保

(7) 公園・緑地・河川の状況

都市公園は、身近な公園としての街区公園など、機能や規模により分けられ、2023(令和5)年度末では381カ所、605.09haとなっています(図2-18)。

これら都市公園のほかに、恵山(活火山)を中心に、恵山道立自然公園があり、高山植物やツツジの群生およびアヤマ谷地の湿原で知られ、水鳥類の飛来地にもなっています。

街路樹は、都市の良好な景観形成の要素となっており、2023(令和5)年度末で約25万7千本植樹しているほか、緑豊かな環境を確保し、美観風致を維持するために保存樹木や樹林が指定されています。

図2-18 主な都市公園位置図



函館公園



見晴公園



また、市内には、松倉川をはじめとして21の二級河川があり、その多くは山岳地から市街地を経て函館湾、津軽海峡および太平洋に注いでいます。

函館市の公園・緑地・河川

検索

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014021400365/>

(イ) 公園・緑地・河川の確保・管理

函館山緑地から広域公園までの主要な緑の拠点間を結ぶ本市の骨格的な軸となる都市公園の整備と緑環境の保全を図るとともに、河川、街路樹、広路などを保全し緑のネットワークの確保に努めています。

また、保存樹木や保存樹林について管理費の一部を助成しています。

イ 健全な水循環の確保

森林経営計画に基づく森林の適正管理など水源かん養機能の向上を図るとともに、より安全な水道水源を確保するため水源域の保全に努めています。

河川改修事業においては、小田島川の改修事業が2022(令和4)年度で完了しましたが、引き続き河川環境の適切な維持管理を行うことにより、水循環の確保に努めています。

また、水資源や水循環に対する意識啓発については、広報紙「企業局だより」や水道週間などの各種行事を通じて推進しています。

③ ふれあいの推進

ア ふれあいの場や機会の提供

学校での花壇づくりや町会などでの花壇整備のほか、「函館駅前・西部地区花いっぱい事業」による函館駅前広場と西部地区へとつながるルートの花で彩る空間の創出や、花のボランティア事業として公共花壇を地域の協力のもと設営するとともに、「沿道花いっぱい運動」により沿道の花壇整備を行っています。

野菜や花づくりなどを通じて自然とふれあう場として函館市亀尾ふれあいの里を開設しています。

また、公園活用講座や花と緑や海岸に関する参加型ミニイベントなどを開催するほか、市民記念植樹、出生記念苗木交付等の記念植樹などを通じて自然とのふれあいを促進しています(表2-8)。

函館駅前・西部地区
花いっぱい事業



函館市亀尾ふれあいの里



表2-8 自然保護意識啓発講座など(令和5年度実績)

事業名	事業内容	参加者数など
自然体験講座	自然探索や花と緑に関するイベント 各公園/計15回	285人
緑の週間事業	市民記念植樹(市民の森)	10人
	出生記念苗木交付	3人
	緑化モデル校植樹祭	2校
自然観察等体験活動	ふるる春キャンプ	38人
	ふるる夏キャンプ	29人
	夏休みふるる函館寺子屋教室	15人
	エコキャンプ	17人
	ふるる秋キャンプ	37人
	冬休みふるる函館寺子屋教室	16人
	ふるる冬キャンプ	38人
市立函館博物館講座	夏休み自由研究「池のなかを見てみよう」	19人
	夏休み自由研究「汐泊川 歴史と自然観察ツアー」	13人
大森浜ビーチコーミング	海岸探索&アート作品づくり	23人
小中学校における環境教育の推進	自然保護(野鳥観察, 体験学習など)	16校

(3) 良好な景観形成の推進

① 地域特性を生かした町並みづくり

ア 歴史的建造物・景観の保全

「函館市都市景観条例」では、本市の歴史性を代表する地域約120haを「西部地区都市景観形成地域」に指定し、建築物の高さ、外観の意匠、色彩などの調和を図っており、このうち、特に伝統的建造物が集積する約14.5haについては、「文化財保護法」に基づく「伝統的建造物群保存地区」に指定しており、伝統的建造物の保存のため、補助を行っているほか、2021（令和3）年3月には、遺跡景観を有する地域約82.9haを「縄文遺跡群都市景観形成地域」に指定し、遺跡を中心とした景観保全を図ることとしています。

都市景観形成地域 **検索** (<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014012000048/>)

文化財保護については、特別史跡五稜郭跡の石垣の修理や調査を実施しているとともに、民間所有の文化財建造物の保存修理を支援するほか、世界遺産に登録された「北海道・北東北の縄文遺跡群」構成資産のひとつである史跡垣ノ島遺跡の一般公開を2021（令和3）年7月から開始しています。

また、屋外広告物については、都市景観形成地域全域を函館市屋外広告物条例に基づく「広告景観整備地区」に指定し、屋外広告物の表示を特に制限しています。

八幡坂からの眺望



史跡垣ノ島遺跡



イ 自然景観の保全

大規模な建築物等は町並みの景観に大きな影響を与えることがあるため、一定規模以上の建築行為等に対して誘導基準を定め、景観誘導を行いながら、魅力的な都市空間の創造を図っています。

特に函館山麓地域については、「都市計画法」に基づく高度地区などに指定しており、適切な運用により、函館山の眺望景観の保全に努めるとともに、魅力的な自然景観の眺望を地域資源として活用するため、函館山山頂をはじめ、良好な眺望点の維持に努めています。

市街地からの函館山の眺望



ウ 夜景の保全

街路樹などへのイルミネーションや元町の教会群や歴史的建造物のライトアップにより、魅力の創出に努めるほか、建築物や街路灯などについては、LED化などにより環境に配慮しつつ、魅力的な夜景の保全に努めています。

函館山からの夜景



② 環境美化の推進

ア ポイ捨て防止の強化

「函館市ごみの散乱防止に関する条例」に基づき、美化キャンペーンやボランティア清掃などの取組を実施することにより、美しく快適な生活環境の保全に努めています。

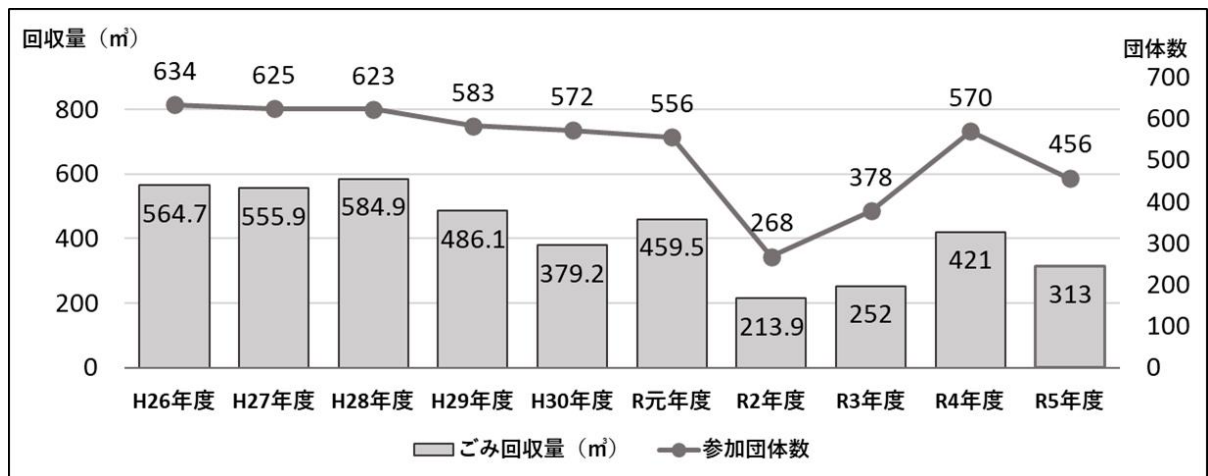
ポイ捨て防止キャンペーンや春と秋の清掃美化運動月間などの清掃美化活動を「函館の街をきれいにする市民運動協議会」と連携して行うことで、市民に対する広報や啓発を強化するとともに、各団体等が行うボランティア清掃活動に対しては、ゴミ袋の支給、集めたごみの収集などにより環境美化の取組を支援しています（図2-19）。

また、外国人観光客の方にもポイ捨て禁止を知っていただくため、新たに外国語表記のデザインの看板を作成し、希望の方に無料で提供しています。

外国語表記付看板



図2-19 ボランティア清掃への参加団体数・ごみ回収量の推移



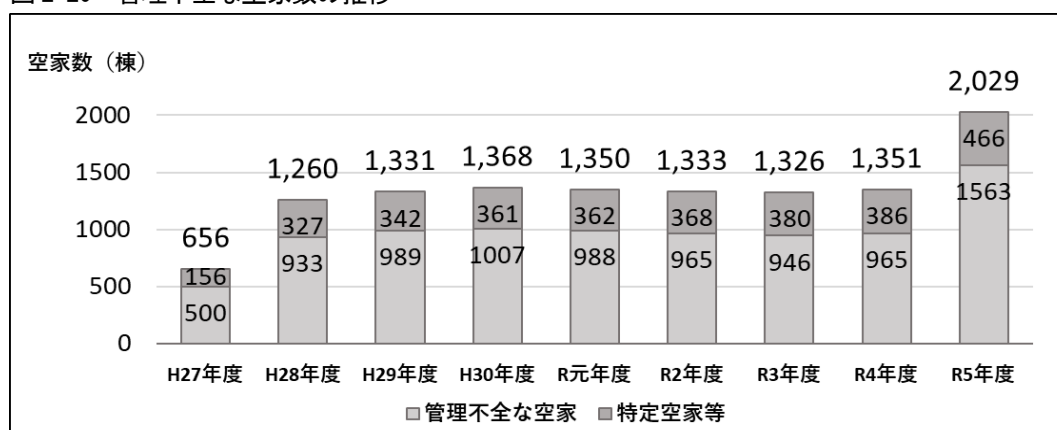
イ 安定した除排雪の推進

除排雪については、安定した除排雪体制を維持するとともに、小型除雪機の貸与やスノーボランティアの活用により、市民協働による地域除雪活動を推進し、冬期間の快適な生活空間の確保に努めています。

ウ 空家・空地対策

本市において、適切な管理が行われず放置されている管理不全な空家の数は、毎年度100棟程度が除去されますが、約120棟の新たな空家が発生しており、2023(令和5)年度末は2,029棟となっています。なお、2023(令和5)年度は、すでに調査済みの西部地区および中央部地区を除く外環状線(通称：産業道路)内側に位置する残り39町の現地調査を新たに実施した結果、これまで把握できていなかった空家が把握できたことにより、空家数が前年度までに比べ増加しました。適切な管理が行われていない空家については、安全で安心して暮らすことができる生活環境を保全するため、空家の除却費用への補助などにより、老朽化した空家の解消などに取り組んでいます。

図2-20 管理不全な空家数の推移

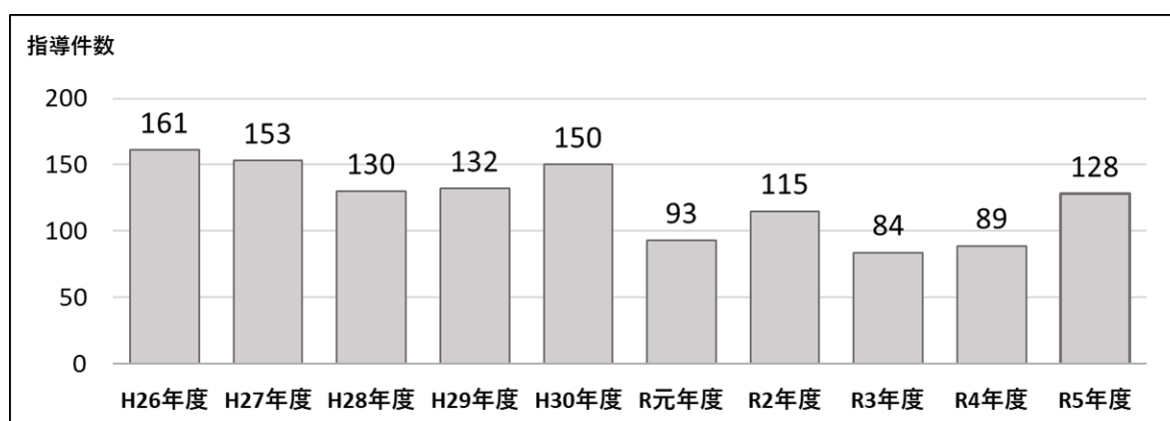


※管理不全な空家：特定空家等を除く空家等

特定空家等：そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態などの空家等

また、管理不良で雑草等が繁茂した空き地の所有者に対して、「函館市空き地の雑草等の除去に関する条例」に基づき、草刈りによる空き地の適正管理を指導することで、衛生害虫の発生や花粉の飛散を未然に防止するとともに、ごみの投げ捨てるを防止し、良好な衛生環境の確保に努めています(図2-21)。

図2-21 空き地の管理に対する指導件数の推移



4 生活環境の保全

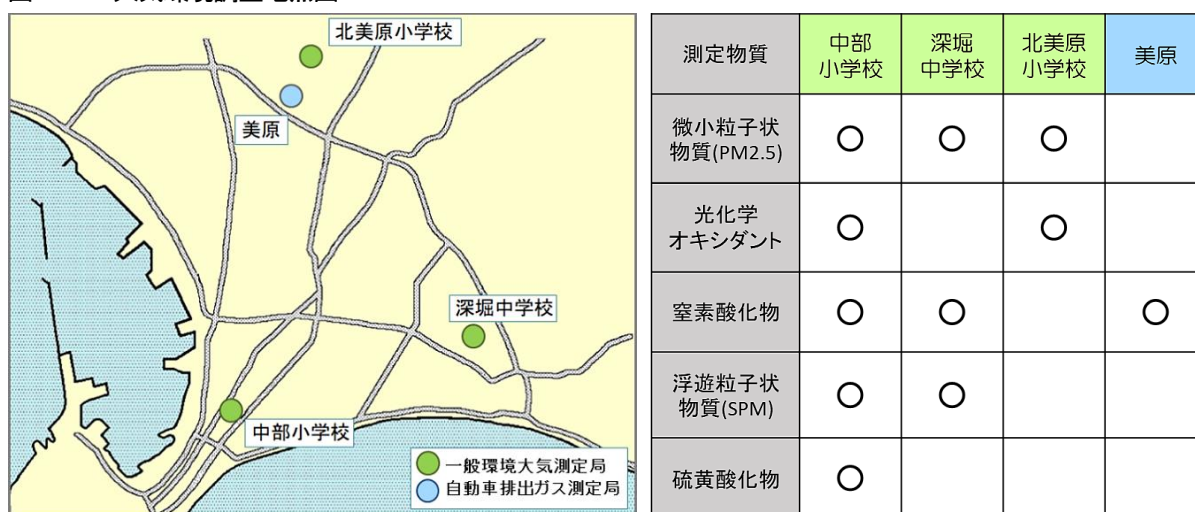
(1) 大気・水環境の保全

① 大気環境の保全

ア 大気環境のモニタリング

大気環境の状況を把握するため、市内に一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）を3局、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）を1局配置し、モニタリングを実施しています(図2-22)。

図2-22 大気環境調査地点図



モニタリングの結果はリアルタイムで収集し、「北海道の大気環境」(北海道)や「そらまめくん」(環境省)により、インターネットや携帯電話用サイトで情報提供しています。

函館市の大気環境 **検索** (<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2021111100012/>)

(7) 微小粒子状物質

2023(令和5)年度の微小粒子状物質(PM2.5)の環境基準達成率は100%でした(表2-9)。

表2-9 微小粒子状物質(PM2.5)の環境基準達成状況 (単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

測定局	項目	環境基準	測定結果	判定
中部小学校	年平均値	15	7.0	○
	1日の平均値の98%値	35	18.8	
深堀中学校	年平均値	15	6.6	○
	1日の平均値の98%値	35	18.5	
北美原小学校	年平均値	15	5.5	○
	1日の平均値の98%値	35	16.5	

国が策定した「注意喚起のための暫定的な指針」に基づき、日平均値が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予想される場合には、注意喚起を実施することとしています。

2023(令和5)年度の注意喚起実施件数は0件でした。

(イ) 光化学オキシダント

2023(令和5)年度は、光化学オキシダントの環境基準を達成しませんでした。

環境基準の未達成は全国的な傾向で、全国における2022(令和4)年度の達成率は一般局で0.1%、自排局で0%と極めて低い状況となっています。未達成の原因は、国内での原因物質発生のほか、大陸からの越境汚染の影響が考えられます。

(ウ) その他の大気汚染物質

2023(令和5)年度の二酸化窒素(NO_2)の環境基準達成率は100%、浮遊粒子状物質(SPM)の環境基準達成率は100%、二酸化硫黄(SO_2)の環境基準達成率は100%でした。

イ 事業活動による大気汚染の防止

大気汚染防止法に基づき、ばい煙(窒素酸化物、硫黄酸化物、ばいじん等)を排出する施設には排出基準が定められています。これらの施設に対し立入検査を行い、ばい煙の排出状況を確認しましたが、排出基準を超過していた施設はありませんでした。

ウ 自動車・交通対策

渋滞の緩和や円滑な交通流の確保による自動車からの排気ガスの発生軽減を図るため、2023(令和5)年度は、日吉中央通の街路整備事業や西桔梗中央通、堀川広路の道路改築事業を進め、全体として2023(令和5)年度末の市道舗装率は77.0%(旧函館市内は88.6%)となっています。

また、公共交通の利用促進を図るとともに、イベントや環境パネル展の開催などにより、エコドライブの実践についての市民の意識啓発を図っています。

エ 大気汚染に関する苦情

2023(令和5)年度は、2件の苦情が寄せられました。速やかに調査を行い、原因者に改善を指導しました。

② 水環境の保全

ア 水環境のモニタリング

水環境の状況を把握するため、市内の河川や海域でモニタリングを実施しています(図2-23)。

函館市の水環境 **検索** (<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2021111100012/>)

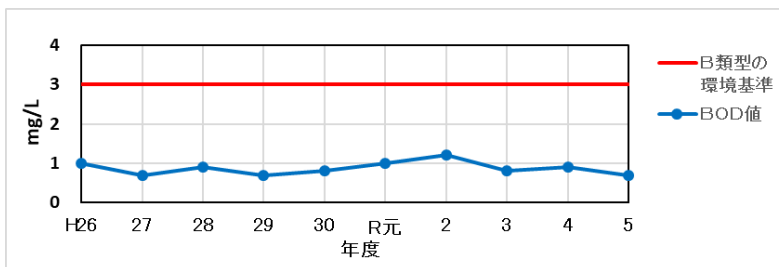
図2-23 水環境モニタリング地点図



(7) 松倉川

2023(令和5)年度の河口のBODは0.7mg/Lで環境基準を達成しました。河口のBODは環境基準達成を維持しています(図2-24)。

図2-24 松倉川のBOD経年変化



(イ) 函館海域

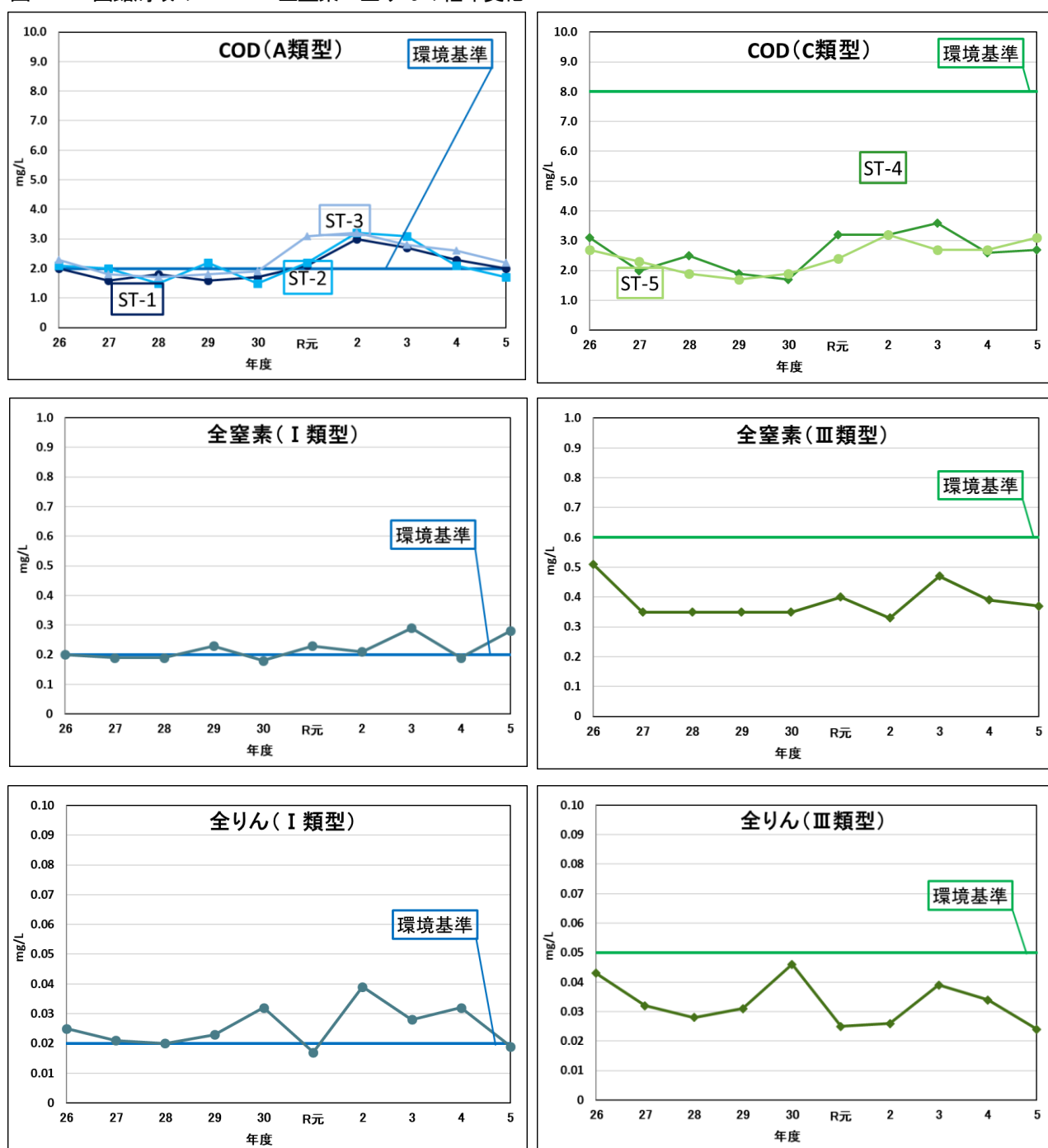
2023(令和5)年度は、A類型(ST-3)のCODとI類型(ST-1, 2, 3)の全窒素で環境基準を達成しませんでした(表2-10)。函館海域の各類型の環境基準は、達成・未達成を繰り返しています(図2-25)。未達成の一因として、河川水の流入による汚濁負荷と夏季はそれに加え植物プランクトンの影響が考えられます。

表2-10 函館海域の環境基準達成状況

(単位：mg/L)

地点	COD				全窒素・全りん						
	類型	基準	測定結果	判定	類型	全窒素			全りん		
						基準	測定結果	判定	基準	測定結果	判定
ST-1	A	2 以下	2.0	○	I	0.2 以下	0.28	×	0.02 以下	0.019	○
ST-2			1.7	○							
ST-3			2.2	×							
ST-4	C	8 以下	2.7	○	III	0.6 以下	0.37	○	0.05 以下	0.028	○
ST-5			3.1	○							

図2-25 函館海域のCOD・全窒素・全りんの経年変化



(ウ) その他の河川・海域

亀田川や常盤川など主な河川の河口のBODはサケ科の魚類やアユが生息できる水質(3mg/L以下)となっています(表2-11)。なお、小田島川は源流がなく排水等が十分に希釈されないためBODの値は高くなる傾向があります。

表2-11 その他の河川のBOD (単位: mg/L)

河川名 (測定地点)	BOD	河川名 (測定地点)	BOD
鮫川 (湯の浜橋)	1.6	小田島川 (大谷地橋上流)	10
湯の川 (湯の川橋)	2.8	矢尻川 (矢尻川橋)	0.5
亀田川 (大森橋)	0.9	熊別川 (新浜中橋)	<0.5
常盤川 (幸橋)	2.2	尻岸内川 (女那川橋)	0.5
汐泊川 (汐泊川橋)	0.5	川汲川 (川汲橋)	0.7
蒜沢川 (桔梗橋)	1.1		

また、矢尻川や川汲川ではヒ素が環境基準を毎年超えています。これまでの調査で自然由来の影響が大きいことが分かっています。

東部海域(湯浜町沖から大船町沖)のCODは2mg/L以下となっており、魚類に適した水質となっています。

(エ) 地下水

2023(令和5)年度は、14本の井戸の調査を行いました。このうち8本の井戸は、これまでの調査で硝酸性窒素および亜硝酸性窒素やテトラクロロエチレンなどが環境基準を超えて検出されたため、分解生成物を含め継続調査を実施しました。

その結果、2本の井戸で環境基準の超過が確認されたため、所有者に対し飲用しないよう指導しました。超過の原因は、過剰施肥や規制前に地下に浸透したものが残っているなどと考えられます。

イ 生活排水への対策

下水道整備を基本として水質浄化に向けた取組を進めており、2023(令和5)年度末では、処理面積で4,819haの下水道整備の整備を行い、年度末の処理人口普及率は91.0%となっています。

また、下水道整備の計画がない区域の住宅に対し合併処理浄化槽の設置を促進するための助成を行っており、2023(令和5)年度は15基分に利用され、利用累計は776基となっています。

ウ 事業活動による水質汚濁の防止

水質汚濁防止法に基づき、特定事業場(污水等を排出する施設を設置する工場または事業場)から公共用水域に排出される水には排水基準が定められています。これらの事業場に対し立入検査を行いました。排出基準を超過していた施設はありませんでした。

エ 水質汚濁に関する苦情

2023(令和5)年度は、1件の苦情が寄せられました。速やかに調査を行い、原因者に改善を指導しました。

(2) 音環境の保全

① 音環境の保全

ア 自動車交通騒音など

(7) 自動車騒音

2023(令和5)年度は8地点でモニタリングを行い、その結果をもとに沿線の面的評価を行いました。評価の結果、対象戸数のうち昼夜ともに環境基準を超過した住居はありませんでした。また、モニタリングの結果、関係行政機関に対し騒音規制法に規定する措置を要請することができる限度を超過した地点はありませんでした(表2-12)。

表2-12 自動車騒音モニタリング結果

(単位：dB)

調査地点			時間帯	要請限度	測定結果
1	国道 5号	桔梗2丁目10番5号	昼(6時~22時)	75	66
			夜(22時~6時)	70	59
2	国道 278号	志海苔町269番地	昼	75	63
			夜	70	56
3	道道 函館空港線	高松町130番地7	昼	75	64
			夜	70	54
4	道道 函館上磯線	湯川町3丁目25番16号	昼	75	64
			夜	70	57
5	道道 函館上磯線	西桔梗町246番地	昼	75	68
			夜	70	63
6	道道 赤川函館線	美原4丁目5番	昼	75	68
			夜	70	63
7	道道 函館漁港線	弁天町18番2号	昼	75	61
			夜	70	57
8	市道 放射2-1号	東川町21番7号	昼	75	61
			夜	70	51

(イ) 航空機騒音

2023(令和5)年度は1地点でモニタリングを行い、環境基準達成を確認しました。北海道エアポート株式会社はモニタリングを2地点実施しており、いずれの地点でも環境基準を達成しています(表2-13)。

また、空港周辺での防音対策として、住宅の防音工事などの一部を補助しています。2023(令和5)年度は住宅の暖房機等の更新工事3件に補助を行いました。

表2-13 航空機騒音モニタリング結果

(単位：dB)

測定地点(測定機関)		環境基準	測定結果	測定期間
A	銭亀町339番地(市)	62	51	10月5日~10月11日
B	古川町160番地(北海道エアポート(株))		54	1月1日~12月31日
C	湯川町3丁目38番(北海道エアポート(株))		53	1月1日~12月31日

イ 近隣騒音

近隣に対する音の配慮について、市のホームページで引き続き周知啓発に努めました。特に事業活動に伴う騒音や振動に対しては、関係法令に基づく規制の取組に努めました。

ウ 騒音や振動に関する苦情

2023(令和5)年度は、15件の苦情が寄せられました。苦情のうち、事業活動に伴う騒音や振動については速やかに調査を行い、原因者に改善を指導しました。しかし、生活騒音については規制ができないことから、申立者の要望を相手に伝えるに留まっています。また、市では騒音計の貸し出しを行っております。

(3) 化学物質などへの対策

① 化学物質対策

ア 化学物質対策

(7) ダイオキシン類のモニタリング

2023(令和5)年度のダイオキシン類に係るモニタリングの結果は、すべての測定項目で環境基準を達成しました(表2-14)。

函館市のダイオキシン類 **検索** (<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2021111100012/>)

表 2-14 ダイオキシン類に係るモニタリング結果

測定項目	地点数	環境基準 超過地点数	平均値 または測定値	濃度範囲
大気 (pg-TEQ/m ³)	8 地点 (4 地点 ×2 回)	0地点	0.0051	0.0028~0.011
公共用水域水質 (pg-TEQ/L)	2 地点	0地点	0.066	0.066~0.066
公共用水域底質 (pg-TEQ/g)	2 地点	0地点	0.38	0.37~0.38
地下水質 (pg-TEQ/L)	1 地点	0地点	0.067	
土壌 (pg-TEQ/g)	1 地点	0地点	0.0022	

また、産業廃棄物処理施設の亀田中野地区への立地に伴う周辺地域の生活環境を見極めるため、ダイオキシン類濃度を測定しました。その結果は、環境基準を達成しており、市内の一般環境中のダイオキシン類濃度と比較しても大きな違いはありませんでした。

(イ) 有害大気汚染物質のモニタリング

環境基準が設定されている4物質に係るモニタリング結果は表2-15のとおりで、4物質はいずれも環境基準を達成しました。また、指針値が設定されているヒ素などの9物質はいずれも指針値を達成しました。

函館市の有害大気汚染物質 **検索** (<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2021111100012/>)

表 2-15 有害大気汚染物質に係るモニタリング結果 (単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

物質名	環境基準	中部小学校		北美原小学校	
		年平均値	判定	年平均値	判定
ベンゼン	3	0.50	○	0.57	○
トリクロロエチレン	130	0.005	○	0.005	○
テトラクロロエチレン	200	0.016	○	0.014	○
ジクロロメタン	150	0.53	○	0.61	○

(ウ) 農薬の適正使用など

農薬の適正使用や病虫害の適期防除を普及促進するほか、自然環境の保全に資する農業生産活動への支援により、安全な農産物の生産や土壌汚染、河川の水質汚染の低減に努めています。

② その他の対策**ア その他の対策****(ア) 土壌汚染対策**

土壌はいったん汚染されると長期にわたり汚染状態が存続し、地下水汚染にも繋がります。このため、土壌汚染対策法が制定され、有害物質を扱う事業所が廃止した場合には土壌調査が定められています。また、一定規模以上の土地の形質を変更しようとするときは、事前に市に届出を行わなければなりません。

2023(令和5)年度は、17件の届出がありましたが、市が土壌汚染のおそれがある土地として調査を命ずるような事例はありませんでした。

(イ) 悪臭対策

2023(令和5)年度は、13件の苦情が寄せられました。速やかに調査を行い、原因者に改善を指導しました。

(ウ) 光害対策

不適切な屋外照明等の使用から生じる光は、人間の諸活動や動植物の生息・生育に悪影響を及ぼすとともに、過度の明るさはエネルギーの消費であり、地球温暖化の原因にもなることから、国が示す「光害対策ガイドライン」を市のホームページで啓発に努めています。

また、大規模小売店舗立地法に基づく手続きにおいて、市に相談があった事業者がガイドラインの内容を説明し、屋外照明等への配慮を求めています。

なお、2023(令和5)年度は、光害に関する苦情はありませんでした。

(イ) 放射性物質対策

現状の放射性物質濃度を把握するために、市内に流通する食品の放射性物質検査を行い、市民の食の安全・安心の確保に努めています。なお、日乃出清掃工場の焼却灰の測定は、「放射性物質として扱う必要のないもの」とされるクリアランスレベル（原子炉等規制法に定める再利用できるコンクリート等の放射能濃度基準：100ベクレル/kg以下）を下回っており、放射性セシウムは極めて低いレベルにあることから、2023(令和5)年度より測定を終了しました。

市内流通食品 **検索** (<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2024052800171/>)

また、市内では、渡島総合振興局敷地内に設置されたモニタリングポストによる空間放射線量率の連続測定が北海道により実施されています。

道内に関わる水産物の放射性物質検査については、北海道により多くの測定が行われています。

北海道モニタリング **検索** (<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gid/suisanbutuhousyasei.html>)

環境省による公共用水域のモニタリング調査が全国110カ所で行われており、本市では松倉川の三森橋において水質等の測定が実施されています。

環境省モニタリング **検索** (https://www.env.go.jp/air/rmcm/result/moe_water.html)

なお、いずれの測定結果においても、過去の調査結果と比べて特段の変化は見られませんでした。

(オ) 電磁波対策

2023(令和5)年度は、国から新たな知見は示されませんでした。引き続き情報収集に努めます。また、市では電磁波測定器の貸し出しを行っております。

(カ) 石綿（アスベスト）対策

石綿による大気汚染の状況を把握することを目的に、石綿およびその他繊維を含む総繊維数濃度を測定しました。その結果は、全国平均よりも低い濃度となっています。

函館市の石綿大気濃度 **検索** (<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2021111100012/>)

5 総合的な取組の推進

(1) 地域づくり・人づくり

① 環境教育・環境保全意識の向上

ア 環境教育の推進

「総合的な学習の時間」の取組に関わる環境関連の副読本として、「くらしの中のごみとエコ」および「函館市緑の基本計画」の小学生版「緑の副読本（みどりはともだち）」を作成しているほか、特別活動の時間で校区内清掃や資源回収活動、緑化活動など環境に関連した取組などにより環境教育を進めています（表2-16）。

表2-16 令和5年度小中学校の取組状況（小学校38校、中学校19校、義務教育学校1校）

環境教育活動内容	小学校	中学校	義務教育学校
校区内清掃（学校周辺、河川など）	21	10	1
緑化活動（花壇などの整備、手入れ）	13	0	0
自然保護（野鳥観察、体験学習など）	14	1	1
資源回収（牛乳パック、空き缶など）	19	9	1
その他（生ごみの堆肥化、施設見学など）	5	4	0

イ 環境保全意識の向上

各種イベントや環境パネル展、出前講座、中学生が環境を題材に作品を制作するスクールエコニュースなどの環境啓発活動を行っています（表2-17）。

なお、日乃出清掃工場については、2023（令和5）年度から、本体工事を開始しており、見学者の安全確保が困難なことから、施設見学会を中止しています。

はこだて・エコフェスタ



表2-17 令和5年度啓発事業実施状況

事業名	開期	参加者数など	備考
環境パネル展	R5.6	パネル46枚	パネル展示(市役所, 中央図書館)
3R推進パネル展	R5.10	パネル27枚	パネル展示(Gスクエア, アクロス十字街)
こどもエコクラブ環境活動	3回	120人	環境ウルトラクイズ, 集団資源回収の学習会
はこだて・エコフェスタ2023 in 函館 葺屋書店	R5.7	約3,800人	パネル等の展示, 絵本の読み聞かせ, フードドライブ, エコものづくり教室, 電気自動車の展示, リユース自転車の展示・抽選, 古着の回収など
レジ袋およびごみのポイ捨て防止キャンペーン	R5.5	-	店頭前での啓発のぼりの設置や啓発物配布による街頭啓発(スーパーアークス千代台店)
ごみゼロ号(路面電車530号)によるプラスチックごみ削減&ポイ捨て防止活動	R5.10	路面電車1台 141人乗車	無料電車を運行し, 乗客への説明等によるプラごみ削減とポイ捨て防止の啓発活動
大森浜ビーチコーミング	R5.7	23人	海岸探索&アート作品づくり
クリーン・ウォーキング大作戦	R5.9	44人	銭亀沢小児童・事業所・町会等によるポイ捨て防止の啓発活動と清掃活動
路面電車および路線バスへの広告掲載	R5.10	路面電車1台 路線バス40台	路面電車の全広告箇所と路線バス窓つり広告への海洋プラスチックごみ対策広告の掲載による意識啓発
スクールエコニュース作品展	R6.3	応募3校16作品	応募作品展示(市役所, 中央図書館) 最優秀作品 巴中学校「ゼーベック効果について」
はこだてカルチャーナイト	R5.9	65人	パソコンゲームによる地球温暖化に関するクイズ
エコライフキャンペーン	R5.10, R6.2	-	店頭前での街頭啓発(ポールスター) エコドライブシミュレータ体験等(函館 葺屋書店)
はこだてエコライフ展2023	R5.11~12	3,252人	パネル等の展示, クイズラリー, エコ体験, ラジオ番組など(Gスクエア)
冬休みエコチャレンジ事業	R5.12~R6.1	20校217人	市内の小学4~6年生を対象とした省エネ取組の実践
環境保全出前講座	年間	900人	開催件数41回(学校関係分3回93人)
日乃出清掃工場施設見学	年間	-	改修工事により見学者の安全確保が困難なことから中止
函館市リサイクルセンター施設見学	年間	7団体217人	学校関係分4団体115人

② 環境保全活動・協働取組の推進

ア 環境保全活動の推進

環境保全のための活動は、個人から各種団体まで規模や活動内容が多様化していますが、自然保護団体による自然観察会などが行われているほか、環境NPO等による地域に根ざした環境保全に関わる取組が進められています（表2-18）。

表2-18 環境保全団体

団体名	活動内容
全国友の会 函館友の会	環境に配慮した家庭生活の実践等
一般財団法人函館YWCA	環境に配慮した洗剤等のエコ商品の普及、販売等
NPO 南北海道自然エネルギープロジェクト	キャンドルナイト、地球環境を守るための講演会等の実施
アースデイ函館実行委員会	環境イベント「Earth Day Hakodate」の開催等
すみれグループ	廃油せっけん作り、ダンボールコンポストの推進
函館市町会連合会	行政ならびに関係団体との連絡、調整および協力等
函館市ボランティア連絡協議会	ボランティア相互の連絡、協調等
NPO 函館消費者協会	ごみのポイ捨て防止やノーレジ袋のキャンペーン等
函館の街をきれいにする市民運動協議会	環境美化とごみの減量の促進
リサイクル運動市民の会函館支部	フリーマーケット
はこだて魚の会	魚食の普及と水産物の地産地消、ダンボール箱による堆肥づくり
NPO 道南の川を考える会	河川等清掃事業、釣り人マナー講習会等
NPO 函館エコロジークラブ	自然保護を基本としたイベント、講演会の実施等
函館自然観察会	近郊の山の自然観察と保護運動、高山植物盗掘防止などのパトロール
函館植物研究会	植物についての学習会と野外観察会の実施
函館の体験学習をすすめる白浜クラブ	自然体験教室（森林観察、磯浜体験等）、海岸漂着ごみ回収等
函館ホテルの会	ホテルの幼虫の人工飼育、観賞会等
函館ロータリークラブ	巣箱の掃除や付け替え、観察小屋付近の清掃
ハマナスの会	ハマナスなどの植樹、植栽場所の清掃
ボーイスカウト北海道連盟函館地区委員会	自然環境の保護保全活動、街をきれいにする清掃運動
NPO 北海道魚道研究会	魚道についての研究、啓蒙、清掃活動
南北海道自然保護協会	自然に関する調査研究および資料の収集等
ウッドネット函館	樹木の植栽、維持管理、自然環境を守るための活動等
亀田川を美しくする会	亀田川を美しくするための清掃、啓蒙活動の実践
亀田川をきれいにする市民の会	亀田川の清掃活動等
NPO スプリングボード ユニティ 21	道路沿線の清掃美化活動等
道南 I II III (ひふみ) 会	清掃ボランティア活動等
松倉川を考える会	松倉川流域の保全に関わる事業と情報発信等

また、函館市地域交流まちづくりセンターを市民活動の支援拠点として、市民の自主的で公益的な環境保全活動を積極的に支援しています。

イ 協働取組の推進

町会、事業所、各種団体、学校、関係機関を構成メンバーとした「函館の街をきれいにする市民運動協議会」と連携し、恵まれた自然環境や観光資源を守り、都市景観に調和した環境美化を推進しています。

また、廃棄物の不法投棄に対しては道南地域廃棄物不法処理対策戦略会議、漁場環境の保全に対しては函館湾漁場環境保全対策連絡協議会を活用しながら広域的に取り組んでいます。

③ 国際協力の推進

ア 国際協力の推進

海外との姉妹都市としてハリファックス市(カナダ)、ウラジオストク市(ロシア)、レイク・マコーリー市(オーストラリア)、ユジノサハリンスク市(ロシア)、高陽市(韓国)と、友好交流都市として天津市(中国)と提携を結び、交流を進めています。

(2) 環境情報の充実と共有

① 環境情報の充実

ア 情報の充実・発信

環境の状況や環境基本計画の進捗状況などの環境情報を提供するために函館市環境白書を引き続き作成するほか、環境パネル展の開催やごみ分別アプリ、ホームページ、環境部ニュースなどを通じて環境保全意識の向上を図るとともに、環境情報の充実を図っています(表2-19)。



表2-19 環境部の刊行物など

区分	発行時期	内容
環境部ニュース	3回/年	環境部からのお知らせ
函館市環境白書(2023(令和5)年度版)	R6.3	環境の状況や市の施策の実施状況など
函館市環境基本計画[第3次計画]	R2.3	環境分野における総合計画
第2次函館市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)	R5.1	地域における地球温暖化対策
函館市環境教育・環境学習推進基本方針	H17.3	環境教育・環境学習における基本的方向
函館市エコイベント開催マニュアル	H29.3	イベントにおける環境配慮
環境教育副読本「くらしの中のごみとエコ」	R6.4	函館のごみと環境のこと(R4年度より電子書籍)
市民生活のしおり(2019年版)	R元.8	家庭ごみの分け方・出し方など
はこだてエコライフのすすめIV(市民編)	R5.2	地球温暖化防止のための身近な取組
はこだてエコライフのすすめ(事業者編)	H21.3	地球温暖化防止のための身近な取組
プラスチックとの上手なつきあい方	R.6.3	プラスチック削減の取組など

② 環境保全意識の把握

ア アンケート調査の実施

若年層をはじめ、幅広い世代の環境保全意識や意見について、1,000人規模の定期的な市民アンケートにより把握していきます。

市民アンケート **検索** (<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2021122100025/>)

第3章 函館市環境基本計画[第3次計画]の推進

1 推進体制の整備

環境関連施策は、市の行政分野全般と関わりがあり、計画を着実に推進し施策の実効性を高めるためには、庁内各部局間の連携による取組が必要です。

市では、1997(平成9)年8月に、長期的な環境保全施策を推進し、環境に配慮したまちづくりを進めるために、本市の環境行政の諸課題についての協議・検討を行う場として、庁内に「地球にやさしいまちづくり協議会」およびその下部組織としての「地球にやさしいまちづくり協議会幹事会」を設置し(表3-1)、環境基本条例の制定や環境基本計画の策定などについて協議してきました。

今後も、本組織により、各部連携のもと本市の環境保全施策を一体的に推進します。

表3-1 地球にやさしいまちづくり協議会および幹事会構成員

部 局 名	協 議 会 委 員	幹 事 会 委 員
	副市長	
企画部	企画部長	企画管理課長
総務部	総務部長	総務課長
財務部	財務部長	管理課長
市民部	市民部長	市民・男女共同参画課長
保健福祉部	保健福祉部長	管理課長
子ども未来部	子ども未来部長	子ども企画課長
環境部	環境部長	環境部次長(幹事長) 環境総務課長 環境政策課長 環境推進課長 環境対策課長 清掃事業課長 日乃出クリーンセンター所長 施設整備担当課長 埋立処分場長
経済部	経済部長	経済企画課長
観光部	観光部長	観光企画課長
農林水産部	農林水産部長	企画調整課長
土木部	土木部長	管理課長
都市建設部	都市建設部長	まちづくり景観課長
港湾空港部	港湾空港部長	管理課長
戸井支所	戸井支所長	地域振興課長
恵山支所	恵山支所長	地域振興課長
楸法華支所	楸法華支所長	地域振興課長
南茅部支所	南茅部支所長	地域振興課長
教育委員会	生涯学習部長	管理課長
企業局	管理部長	総務課長

2 環境目標および環境基準の状況

函館市環境基本計画[第3次計画]では、環境目標や環境基準の項目に関して、最新値の把握や定期的な市民アンケート調査を実施し、点検・評価を行うこととしています。2023(令和5)年度の状況は表3-2のとおりです。

表3-2 環境目標および環境基準の状況一覧

基本目標	基本施策	環境目標・環境基準項目	令和5年度実績	目標値(令和12年度)・環境基準値
地球環境の保全	地球温暖化対策	省エネルギーに取り組んでいる人 ※2	90.7%	100%
		温室効果ガス排出量	-24.8% (令和3年度)	地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)で設定: 2013(平成25)年度比46%削減
循環型社会の形成	3Rの推進	1人1日当たりのごみ排出量	1,099g	1,093g以下
		リサイクル率	14.7%	20%以上
		最終処分量	17,030t	14,966t以下
	廃棄物の適正処理	ごみの分別を心がけている人 ※2	97.7%	100%
		不法投棄処理件数	50件	230件
	プラスチックごみ対策	使い捨てプラスチック製品の使用を控えている人 ※2	81.6%	80%
マイバッグ持参率 ※2		86.6%	80%	
プラスチック容器包装組成分析適合割合		91.29%	100%	
自然との共生社会の実現	生物多様性の保全	自然環境の満足度 ※2	79.0%	90%
		生物多様性の保全に関心のある人 ※2	78.0%	50%
	水や緑の活用・ふれあいの推進	水辺の満足度 ※2	49.8%	80%
		公園や広場の満足度 ※2	64.1%	80%
		都市公園の面積	605.09ha	604.37ha
	良好な景観形成の推進	快適な町並みと感じる人 ※2	53.9%	80%
ごみのポイ捨てをしないで持ち帰っている人 ※2		97.2%	100%	
生活環境の保全	大気・水環境の保全	空気の満足度 ※2	88.0%	90%
		二酸化窒素濃度 ※1	0.023ppm	0.06ppm以下
		浮遊粒子状物質 ※1	0.029mg/m ³	0.10mg/m ³ 以下
		微小粒子状物質 ※1	年平均値 66μg/m ³ 日平均98%値 18.8μg/m ³	年平均値 15μg/m ³ 以下 平均98%値 35μg/m ³ 以下
		松倉川 BOD ※1	0.7mg/L	河口3mg/L以下
		函館海域 COD ※1	2.2mg/L	A類型2mg/L以下
	音環境の保全	音の満足度 ※2	79.7%	80%
		自動車交通騒音(環境基準値達成率(面的評価))	100%	97.7%
	化学物質などへの対応	大気中のダイオキシン類濃度 ※1	0.011pg-TEQ/m ³	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
		水質中のダイオキシン類濃度 ※1	0.066pg-TEQ/L	1pg-TEQ/L以下
		水底の底質中のダイオキシン類濃度 ※1	0.38pg-TEQ/g	150pg-TEQ/g以下
土壌中のダイオキシン類濃度 ※1		0.0022pg-TEQ/g	1,000pg-TEQ/g以下	
総合的な取組の推進	地域づくり・人づくり	環境問題に関心のある人 ※2	85.6%	80%
		環境に関する出前講座の参加者数	900人	800人
	環境情報の充実と共有	環境情報・広報への満足度 ※2	74.0%	80%
		函館市環境基本計画を知っている人 ※2	16.3%	50%

※1 環境基準項目

※2 アンケート調査を実施した際の実績(令和5年度)

目標値の達成状況については、「不法投棄処理件数」、「使い捨てプラスチック製品の使用を控えている人」、「マイバッグ持参率」、「生物多様性の保全に関心のある人」、「都市公園の面積」、「環境問題に関心のある人」、「環境に関する出前講座の参加者数」の7項目は達成しましたが、他の項目は達成しませんでした。なかでも「水辺の満足度」、「快適な町並みと感じる人」、「函館市環境基本計画を知っている人」は目標値と20ポイント以上の開きがありました。

また、環境基準の達成状況については、「函館海域 COD」の1項目で達成しませんでした、他の項目は達成しています。

3 環境基本計画の進行管理

環境基本計画関連事業として市が取り組んでいる事業については、関連部局で構成する「地球にやさしいまちづくり協議会」において事業状況の取りまとめと協議を図りながら進行管理を行っています。

なお、主な施策と関連事業の実施状況（2023(令和5)年度)および実施予定（2024(令和6)年度)は表3-5のとおりとなっています。

また、本白書を「函館市環境審議会」に報告し、審議会の検討を踏まえながら計画の推進を図っています。

審議会の過去10年間の開催状況は表3-3のとおりです。

表3-4に審議会の委員名簿を掲載しました。

表3-3 函館市環境審議会開催状況

年度	開催日	回	協議検討事項等
平成26年度	H26.10.27	第1回	函館市環境白書
平成27年度	H27.9.24	第1回	函館市環境白書 公害防止条例施行規則の規制基準等の改正に関する取り扱いについて
平成28年度	H28.10.12	第1回	函館市環境白書
平成29年度	H29.10.10 H29.11.1	第1回 第2回	函館市環境白書 函館市公害防止条例の見直しについて
平成30年度	H30.10.31 H31.3.19	第1回 第2回	函館市環境白書 函館市公害防止条例における規制基準の制定改廃について 新たな函館市環境基本計画策定のための基礎調査報告書について、他2件
令和元年度	R元.8.28 R元.11.29	第1回 第2回	函館市環境白書 函館市環境基本計画[第3次計画](案)について
令和2年度	R2.11.4	第1回	函館市環境白書
令和3年度	R3.11.26	第1回	函館市環境白書
令和4年度	R4.10.25 R4.12.20	第1回 第2回	第2次函館市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)案について 函館市環境白書
令和5年度	R6.1.25	第1回	函館市環境白書

表3-4 函館市環境審議会委員名簿

区分	氏名	役職等
1 学識経験のある者	三浦 江介 笠井 亮秀 秋田 晋吾 三上 修 若松 裕之 石樽 康雄 小玉 齊明 越智 聖志 澤辺 桃子 目黒 さおり 兼平 史 池田 誠	北海道大学 名誉教授 北海道大学大学院水産科学研究院 教授 北海道大学大学院水産科学研究院 助教 北海道教育大学函館校 教授 函館大学 教授 公立ほこだて未来大学 教授 函館工業高等専門学校 准教授 函館工業高等専門学校 准教授 函館短期大学 学長 教授 北海道建築士会函館支部 理事 函館弁護士会 会員 北海道地球温暖化防止活動推進員
2 関係行政機関の職員	山口 明 徳田 佐和子 馬場 勝寿	函館地方気象台 次長 北海道立総合研究機構森林研究本部林業試験場道南支場 支場長 北海道立総合研究機構水産研究本部函館水産試験場 場長
3 その他市長が必要と認める者	竹内 正幸 佐々木 浩之 佐藤 均 佐藤 俊司 西村 洋子 佐々木 香 藤島 齊 清藤 千鶴子 田村 房江 石塚 康治	函館商工会議所 事務局長 函館市漁業協同組合 専務理事 函館市亀田農業協同組合 専務理事 函館東商工会 副会長 函館市町会連合会 女性部副部長 函館市女性会議 会長 南北海道自然保護協会 理事長 公募 公募 公募

令和6年4月1日現在（敬称略）

基本 施策	基本 目標	個別 施策	施策の内容	関連事業名など	年度		担当部	
					R5	R6		
2 循環型社会の形成								
1 3Rの推進								
① 3Rの推進								
			● ごみを出さないライフスタイルの推進	環境部ニュースの発行 業界への周知 「ごみの減量化・再資源化」出前講座の開催 ダンボールコンポスト講習会 ダンボールコンポスト・メイト事業の実施 生ごみ水切り促進 函館市ごみ減量・再資源化優良店等認定制度 家庭用電動生ごみ処理機購入費補助金 業務用生ごみ処理機普及啓発事業 函館市リサイクルセンターの再生品利用制度（自転車、家具の販売）	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	環境部 関係部 環境部 環境部 環境部 環境部 環境部 環境部 環境部 環境部
			● 再使用の推進	函館市リサイクルセンターの再生品利用制度（自転車、家具の販売）	○	○	○	環境部
			● リサイクルの推進	集団資源回収団体等への助成など 資源ごみの分別収集、処理 「ごみの分別・リサイクル」出前講座の開催 事業系古紙リサイクルの促進 雑がみ資源回収の促進 函館市ごみ減量・再資源化優良店等認定制度 古着回収の実施 小型家電リサイクルの実施 蛍光灯等の調査回収の実施 プラスチック製筆記具等の回収の実施 日乃出清掃工場焼却灰のセメント資源化	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	環境部 環境部 環境部 環境部 環境部 環境部 環境部 環境部 環境部 環境部 環境部 環境部 環境部
			● 食品ロス対策	残さず食べよう！30・10運動 食品ロスゼロ推進店推奨事業 食品ロス実態調査 食品ロス削減推進関係部局会議 食材使い切り料理教室の開催 てまえどり運動 フードドライブ促進事業 消費者への普及啓発	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	環境部 環境部 環境部 環境部 環境部 環境部 環境部 環境部
			● グリーン購入の推進	環境パネル展などでのグリーン購入の普及啓発 庁内におけるグリーン購入の推進	○ ○	○ ○	○ ○	環境部 環境部
2 廃棄物の適正処理								
① 廃棄物の適正処理の推進								
			● 廃棄物の適正処理の推進	第3次函館市一般廃棄物処理基本計画の推進 「ごみの分別・リサイクル」出前講座の開催 ごみ分別アプリの配信 函館市公式LINE「ごみガイド」による情報提供 家庭ごみ分別マニュアルの希望者への配布 廃棄物処理法、自動車リサイクル法、建設リサイクル法、PCB特措法に基づく立入検査	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	環境部 環境部 環境部 環境部 環境部 環境部
			● 不法投棄対策	不法投棄監視員による監視 不法投棄への指導	○ ○	○ ○	○ ○	環境部 環境部
			● 海岸漂着物への対応	海岸管理者と連携した的確な対応	○	○	○	関係部
② 環境負荷の小さいごみ処理体制の構築								
			● 廃棄物処理施設の整備	日乃出清掃工場の整備	○	○	○	環境部
			● 各処理施設の長期使用の確保	リサイクルセンターの各機器等の補修や整備 ごみの減量化や資源化の推進	○ ○	○ ○	○ ○	環境部 環境部
3 プラスチックごみ対策								
① プラスチックごみ削減の推進								
			● プラスチックの使用削減	プラスチックごみ削減パンフレットの配布 プラスチックごみ削減キャンペーン 路面電車・路線バスへのプラスチックごみ啓発の広告掲載	○ ○ ○	○ ○ -	○ ○ ○	環境部 環境部 環境部
			● 分別・リサイクルの徹底	プラスチックごみ削減イベントの開催 「ごみの分別・リサイクル」出前講座の開催 ごみ分別アプリの配信 プラスチックごみ削減パンフレットの配布 プラスチックごみ削減キャンペーン プラスチックごみ削減イベントの開催 プラスチック製筆記具等の回収の実施	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	環境部 環境部 環境部 環境部 環境部 環境部 環境部 環境部
			● 再生材・バイオプラスチックの利用促進	プラスチックごみ削減パンフレットの配布 グリーン購入の推進	○ ○	○ ○	○ ○	環境部 環境部

第3章 函館市環境基本計画[第3次計画]の推進

基本 目標	基本 施策	個別 施策	施策の内容	関連事業名など	年度		担当部
					R5	R6	
		②海洋プラスチックごみ対策					
		● ボイ捨て・不法投棄対策の強化	海洋ごみ防止看板の設置 (R元:3基, R2:8基設置)	路面電車・路線バスへのプラスチックごみ啓発の広告掲載	○	○	環境部
		● 清掃活動の推進	海洋プラスチックごみ対策ポスターの作成, 配布	市民団体の美化活動への支援	○	○	環境部
		● 海で分解される素材の利用促進	ボランティア清掃への支援	プラスチックごみ削減イベントの開催	○	○	土木部
			生分解性プラスチック製品などの情報収集		○	○	環境部
					○	○	環境部
3	自然との共生社会の実現						
	1 生物多様性の保全						
	① 野生動植物の保全						
		● 希少野生動植物の保護	鳥獣保護区および同特別保護区の存続		○	○	土木部
		● 動植物の生息・生育環境の保全	鳥獣保護区および同特別保護区の存続		○	○	土木部
			市有林整備		○	○	農林水産部
			函館山登山道交通渋滞対策		○	○	土木部
	② 鳥獣保護・管理の推進						
		● 野生鳥獣の保護	疾病鳥獣保護事業への協力		○	○	土木部
		● 鳥獣被害防止対策	鳥獣の駆除業務		○	○	農林水産部
		● 捕獲した有害鳥獣の有効活用	エゾシカの食品としての利活用の推奨		○	○	農林水産部
	③ 外来種対策						
		● 外来種対策	環境パネル展やラジオ等による普及啓発		○	○	環境部
			五稜郭公園園内におけるブルーギルの駆除		○	○	土木部
	④ 動物愛護・適正管理の推進						
		● 動物愛護・適正管理の推進	動物愛護週間行事の開催		○	○	保健所
			収容した犬や猫の返還・譲渡の推進		○	○	保健所
	2 水や緑の活用・ふれあいの推進						
	① 水辺空間の充実						
		● 快適な水辺空間の確保・活用	弁天地区緑地整備		○	○	港湾空港部
			大町地区緑地整備		○	○	港湾空港部
			松倉川かわまちづくり		○	○	土木部
			市民団体の美化活動への支援		○	○	土木部
			ボランティア清掃への支援		○	○	環境部
	② 水や緑の保全・活用						
		● 水と緑のネットワークの確保	市有林整備		○	○	農林水産部
			緑の基本計画の推進		○	○	土木部
			街路樹植栽		○	○	土木部
			都市公園の整備		○	○	土木部
			保存樹木等助成金		○	○	土木部
			保存樹木の指定		○	○	土木部
			函館山緑地の整備		○	○	土木部
			戸井憩いの丘公園の維持管理		○	○	戸井支所
			恵山つつじ公園隣接前山周辺の維持管理		○	○	恵山支所
			ふれあい公園, 恵山岬公園の維持管理		○	○	榎法華支所
			河川公園等の維持管理		○	○	南茅部支所
		● 健全な水循環の確保	水源林整備業務		○	○	企業局上下水道部
			水道週間行事の開催		○	○	企業局管理部
			企業局だよりの発行		○	○	企業局管理部
			環境パネル展の開催 (節水意識の普及啓発)		○	○	環境部
			市民団体の美化活動への支援		○	○	土木部
			ボランティア清掃への支援		○	○	環境部

基本 目標	基本 施策	個別 施策	施策の内容	関連事業名など	年度		担当部
					R5	R6	
		③ ふれあいの推進					
		● ふれあいの場や機会の提供	農業体験施設の管理運営（亀尾ふれあいの里） 緑の週間事業 函館駅前・西部地区花いっぱい事業 函館市緑のパートナー会議の開催 ホテルの里づくり促進事業 自然体験講座等の開催 沿道花いっぱい運動 学校緑化活動サポート事業 花のボランティア事業 校後継樹育成調査研究事業 園内植物調査研究事業 自然観察等体験活動 市立函館博物館講座 小学校における環境教育の推進（自然保護活動） プラスチックごみ削減イベントの開催	○ ○ 農林水産部 ○ ○ 土木部 ○ ○ 土木部 ○ ○ 土木部 ○ ○ 住都公社 ○ ○ 住都公社 ○ ○ 住都公社 ○ ○ 住都公社 ○ ○ 住都公社 ○ ○ 住都公社 ○ ○ 住都公社 ○ ○ 住都公社 ○ ○ 住都公社 ○ ○ 住都公社 ○ ○ 生涯学習部 ○ ○ 生涯学習部 ○ ○ 学校教育部 ○ ○ 環境部			
		3 良好な景観形成の推進					
		① 地域特性を生かした町並みづくり					
		● 歴史的建造物・景観の保全	伝統的建造物群保存地区保存事業 景観形成指定建築物等保全事業 指定建造物等活用支援事業 指定建造物等取得に係る利子補給 景観協定補助、景観形成市民団体補助事業 景観形成住宅等建築奨励金 景観アドバイザーによるアドバイス制度 特別史跡五稜郭跡環境整備事業 函館開発建設部施工用地内埋蔵文化財発掘調査	○ ○ 都市建設部 ○ ○ 都市建設部 ○ ○ 都市建設部 ○ ○ 都市建設部 ○ ○ 都市建設部 ○ ○ 都市建設部 ○ ○ 都市建設部 ○ ○ 生涯学習部 ○ ○ 生涯学習部			
		● 自然景観の保全	景観計画に基づく景観誘導 函館山緑地の整備	○ ○ 都市建設部 ○ ○ 土木部			
		● 夜景の保全	街路灯設置費等補助	○ ○ 市民部			
		② 環境美化の推進					
		● ボイ捨て防止の強化	プラスチックごみ削減キャンペーン クリーン・ウォーキング大作戦 プラスチックごみ削減パンフレットの配布 全市一斉清掃日の設定（春のクリーニンググリーン作戦，秋のクリーン作戦） ボランティア清掃への支援 函館の街をきれいにする市民運動協議会への助成など	○ ○ 環境部 ○ ○ 環境部 ○ ○ 環境部 ○ ○ 環境部 ○ ○ 環境部 ○ ○ 環境部			
		● 安定した除排雪の推進	除排雪体制の確保 小型除雪機の貸与 スノーボランティアの活用	○ ○ 土木部 ○ ○ 土木部 ○ ○ 土木部			
		● 空家・空地対策	空家等除去支援補助金 空家等改修支援補助金 需要と供給のマッチング（空家の利活用の推進） 草刈り条例による衛生管理の確保	○ ○ 都市建設部 ○ ○ 都市建設部 ○ ○ 都市建設部 ○ ○ 保健所			

基本目標	基本施策	個別施策	施策の内容	関連事業名など	年度		担当部
					R5	R6	
4 生活環境の保全							
1 大気・水環境の保全							
① 大気環境の保全							
		● 大気環境のモニタリング	一般環境大気測定局(3局)におけるモニタリング	○	○	環境部	
		● 事業活動による大気汚染の防止	自動車排出ガス(1局)におけるモニタリング	○	○	環境部	
		● 自動車・交通対策	大気汚染防止法などに基づく立入検査	○	○	環境部	
			産業活性化資金(大気汚染)	○	○	経済部	
			ロードヒーティング整備事業	○	○	土木部	
			街路整備事業	○	○	土木部	
			道路改築事業	○	○	土木部	
			各種道路整備に合わせた歩道設置等	○	○	土木部	
			良好な歩行空間の創出の推進	○	○	土木部	
			街路の広場化や歩行滞在空間の整備	○	○	土木部	
			幹線道路の整備の推進	○	○	土木部	
			自転車通行環境整備の推進	○	-	土木部	
			道路ネットワーク機能の確保の推進	○	○	土木部	
			幹線道路整備事業	○	○	榎法華支所	
			条例の遵守(違法駐車防止対策の推進)	○	○	市民部	
			公共交通の利用促進	○	○	企画部	
			エコな移動手段の推進	○	○	環境部	
		② 水環境の保全					
		● 水環境のモニタリング	12 河川におけるモニタリング	○	○	環境部	
			2 海域におけるモニタリング	○	○	環境部	
			地下水の概況調査および定期モニタリング	○	○	環境部	
			沿岸漁場環境調査	○	○	農林水産部	
			水質試験機器の整備	○	○	企業局上下水道部	
		● 生活排水への対策	公共下水道の整備	○	○	企業局上下水道部	
			水洗便所改造等資金貸付	○	○	企業局管理部	
			合併処理浄化槽設置補助	○	○	環境部	
			環境パネル展の開催(水質汚濁防止)	○	○	環境部	
			小学生による上下水道施設見学会の実施	○	○	企業局管理部	
			下水道普及促進活動(下水道の日)	○	○	企業局管理部	
		● 事業活動による水質汚濁の防止	水質汚濁防止法に基づく立入検査	○	○	環境部	
			農業関連団体との連携による指導(農薬)	○	○	農林水産部	
			産業活性化資金(水質汚濁)	○	○	経済部	
2 音環境の保全							
① 音環境の保全							
		● 自動車交通騒音など	自動車交通騒音のモニタリング	○	○	環境部	
			航空機騒音のモニタリング	○	○	環境部	
			住宅騒音防止対策事業	○	○	港湾空港部	
			街路整備事業	○	○	土木部	
			各種道路整備に合わせた歩道設置等	○	○	土木部	
			幹線道路整備事業	○	○	榎法華支所	
			公共交通の利用促進	○	○	企画部	
		● 近隣騒音	生活騒音などに関する周知啓発	○	○	環境部	
			環境パネル展の開催(騒音)	○	○	環境部	
			工場立地法に基づく指導	○	○	経済部	
			大規模小売店舗立地法に基づく指導など	○	○	経済部	
			産業活性化資金(騒音・振動)	○	○	経済部	
3 化学物質などへの対策							
① 化学物質対策							
		● 化学物質対策	ダイオキシン類のモニタリング(大気, 土壌, 水質・底質, 地下水)	○	○	環境部	
			有害大気汚染物質のモニタリング	○	○	環境部	
			所管施設のダイオキシン類の測定(日乃出清掃工場, 七五郎沢廃棄物最終処分場, 恵山廃棄物処分場, 南茅部廃棄物最終処分場, 旧中の沢埋立処分場, 旧恵山廃棄物最終処分場)	○	○	環境部	
			犬猫管理所ダイオキシン類の測定	○	○	保健所	
			南部下水終末処理場ダイオキシン類の測定	○	○	企業局上下水道部	
			産業活性化資金(有害化学物質)	○	○	経済部	
			農業関連団体との連携による指導(農薬)	○	○	農林水産部	
			緑肥導入促進事業	○	○	農林水産部	
		② その他の対策					
		● その他の対策	市内流通食品の放射性物質検査	○	○	保健所	

函館市環境白書 2024(令和6)年度版



発行／2024(令和6)年 11 月
編集／函館市環境部環境政策課

〒040-0034 函館市大森町 21-12

シャトーム大森 1 階

TEL 0138-85-8197

E-mail kankyoh-seisaku@city.hakodate.hokkaido.jp

この冊子は再生紙を使用しています。